

(仮称) 大平ファーム太陽光発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和2年4月

自然電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告・縦覧及び説明会.....	2
1. 環境影響評価方法書の公告・縦覧.....	2
(1) 公告の日.....	2
(2) 公告の方法.....	2
(3) 縦覧期間.....	2
(4) 縦覧場所.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
(3) 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	7

第1章 環境影響評価方法書の公告・縦覧及び説明会

1. 環境影響評価方法書の公告・縦覧

「山梨県環境影響評価条例」第八条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和2年1月8日（水）

(2) 公告の方法

- 日刊新聞紙による公告・・・(別紙1-1) 参照

令和2年1月8日（水）付 山梨日日新聞紙に「公告」を掲載した。

なお、令和2年1月28日（火）に開催する説明会についての公告を含む

- インターネットによるお知らせ

- ・山梨県のウェブサイト「[「手続状況」](https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/asesu_oobirafarm.html)が掲載された。・・・(別紙1-2) 参照

https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/asesu_oobirafarm.html

- ・当社のウェブサイト「[「お知らせ」](https://www.shizenenergy.net/2020/01/08/assessment_ohira_farm_01/)を掲載した。・・・(別紙1-3) 参照

https://www.shizenenergy.net/2020/01/08/assessment_ohira_farm_01/

(3) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和2年1月8日（水）から令和2年2月7日（金）まで

（土・日曜日、祝日を除く開庁日）

- ・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

(4) 縦覧場所

- 関係自治体庁舎での縦覧

- ・山梨県県民情報センター

- ・北杜市役所生活環境部環境課

- ・須玉総合支所増富出張所

- インターネットの利用による縦覧

- ・自然電力株式会社ホームページ

https://www.shizenenergy.net/2020/01/08/assessment_ohira_farm_01/

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「山梨県環境影響評価条例」第八条の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・令和2年1月28日（火）13:30～17:00
- ・開催場所：須玉ふれあい館会議室
- ・来場者数：90名

(3) 環境影響評価方法書についての意見の把握

「山梨県環境影響評価条例」第九条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

● 意見書の提出期間

令和2年1月8日（木）から令和2年2月21日（金）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

● 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた

- ・郵送
- ・ファックス
- ・電子メール
- ・事業者の事務所へ持参

● 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は29通であった。

お知らせ	
「山梨県環境影響評価条例」に基づき、「(仮称)大平ファーム太陽光発電事業環境影響評価方法書」を縦覧に供し、説明会を開催いたします。	
一、事業者の名称	自然電力株式会社
代表者の氏名	代表取締役 磯野謙、川戸健司、長谷川雅也
事務所の所在地	福岡県福岡市中央区荒戸一丁目一番六号 福岡大濠ビル三階六階 (仮称)大平ファーム太陽光発電事業 第一分譲事業 宅地の造成の事業 (太陽光発電事業、売電事業)
二、対象事業の種類	対象事業の種類 第一分譲事業 宅地の造成の事業 (太陽光発電事業、売電事業)
三、対象事業の規模	対象事業実施区域面積 二五・八ヘクタール 山梨県北杜市須玉町小尾字後沢 七七一五番地一六三
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲	北杜市
五、縦覧の場所、期間及び時間	場所 山梨県県民情報センター、北杜市役所生活環境部環境課、北杜市須玉総合支所増富出張所、自然電力株式会社東京オフィス、東京都文京区本郷四丁目九番二号 令和二年一月八日(水)から 令和二年二月七日(金)まで 時間 山梨県県民情報センター(土・日・祝日を除く)午前八時半から午後五時まで、北杜市役所生活環境部環境課・須玉総合支所増富出張所(土・日・祝日を除く)午前八時半から午後五時十五分まで、自然電力株式会社東京オフィス(土・日・祝日を除く)午前九時から午後五時十五分まで
六、意見書の提出方法書URL	https://www.shizenenergy.net/
七、住民説明会の開催を予定する場所・時間	場所 須玉ふれあい館会議室(北杜市須玉町若神子五二一七) 時間 令和二年一月二十八日(火)十二時三十分から十五時まで
八、問い合わせ先	自然電力株式会社 東京オフィス 〒113-0033 東京都文京区本郷四丁目九番二号 電話番号 〇三三六八・三三九一(土・日・祝日を除く)午前九時から午後五時十五分まで、ファックス番号 〇三三六八・四四五五 電子メールアドレス info@mail@shizenenergy.net (担当 河村、高田)

山梨県 Yamanashi Prefecture AA 文字サイズ・色合い変更 (あいう) ふりがな表示 音声読み上げ Foreign Language

サイト内検索 検索 検索方法

くらし・防災 教育・子育て 医療・健康・福祉 まちづくり・環境 しごと・産業 観光・魅力 県政情報・統計

トップ > まちづくり・環境 > 環境保全活動 > 環境アセスメント > 山梨県の環境アセスメント > 環境影響評価の手続状況 > (仮称)大平ファーム太陽光発電事業に係る環境影響評価手続

ツイート いいね! 0 更新日: 2020年1月8日

(仮称)大平ファーム太陽光発電事業に係る環境影響評価手続

事業概要

事業者: 自然電力株式会社
 事業名称: (仮称) 大平ファーム太陽光発電事業
 対象事業の種類: その他宅地の造成の事業 (環境影響評価条例第2分譲事業)
 事業規模: 区域面積 約35.8ha (発電量 約14.7MW)
 関係地域: 北杜市

方法書手続

- 方法書縦覧期間: 令和2年1月8日～令和2年2月7日
 方法書は[こちら](#)。要約書は [PDF](#) [こちら](#) (PDF: 1,806KB)。
- 意見提出期限: 令和2年2月21日

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要です。Adobe Acrobat Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

山梨県 Yamanashi Prefecture

AA 文字サイズ・色合い変更 (あいう) ふりがな表示 音声読み上げ Foreign Language

サイト内検索 検索 検索方法

くらし・防災 教育・子育て 医療・健康・福祉 まちづくり・環境 しごと・産業 観光・魅力 県政情報・統計

トップ > まちづくり・環境 > 環境保全活動 > 環境アセスメント > 山梨県の環境アセスメント > 環境影響評価の現状状況 > (仮称)大平ファーム太陽光発電事業に係る環境影響評価手続 > (仮称)大平ファーム太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書

サイト いいね! 0 更新日: 2020年1月8日

(仮称) 大平ファーム太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書

本編

PDF 表紙/目次 (PDF: 145KB)
PDF 第1章 事業計画の概要 (PDF: 3,867KB)
PDF 第2章 事業特性 (PDF: 120KB)
PDF 第3章 地域特性 自然的状況 (PDF: 5,182KB)
PDF 第3章 地域特性 社会的状況他 (PDF: 4,734KB)
PDF 第4章 環境影響評価要因及び項目の選定 (PDF: 307KB)
PDF 第5章 環境影響評価の手法 (PDF: 8,549KB)
PDF 第6章 方法書作成に関する委託先 (PDF: 77KB)
PDF 資料編 (PDF: 625KB)

Get Adobe Acrobat Reader PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要です。Adobe Acrobat Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

(仮称) 大平ファーム太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

2020.01.08 | [お知らせ]

弊社はこの度「山梨県環境影響評価条例」に基づき、「(仮称) 大平ファーム太陽光発電事業 環境影響評価方法書 (以下、方法書)」を以下の通り縦覧いたします。

【方法書縦覧の場所、期間及び時間】

- 場所
 - 山梨県県民情報センター
 - 北杜市役所生活環境部環境課
 - 北杜市須玉総合支所増富出張所
 - 自然電力株式会社 東京オフィス (東京都文京区本郷四丁目九番二二号)
- 期間
 - 令和2年1月8日 (水) から令和2年2月7日 (金) まで
- 時間
 - 山梨県県民情報センター (土・日・祝日を除く午前8時半から午後5時まで)
 - 北杜市役所生活環境部環境課・須玉総合支所増富出張所 (土・日・祝日を除く午前8時半から午後5時15分まで)
 - 自然電力株式会社 東京オフィス (土・日・祝日を除く午前9時から午後5時半まで)
- 電子縦覧
 - 方法書及び要約書は、縦覧期間中、以下より閲覧可能です。ただし、ダウンロードおよび印刷することはできません。閲覧に際しては、Internet Explorerを推奨いたします。

- 方法書 (本編)
- 表紙・目次
- 第1章 事業計画の概要
- 第2章 事業特性
- 第3章-1 地域特性
- 第3章-2 地域特性
- 第4章 環境影響評価を行う項目
- 第5章 環境影響評価の手法
- 第6章 業務委託先
- 資料編
- 要約書

【意見書の提出】

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見 (意見の理由を含む) をご記入のうえ、以下にご意見をお寄せください。

<郵送先>

〒113-0033 東京都文京区本郷四丁目九番二二号
自然電力株式会社 東京オフィス 太陽光事業部 宛 (令和2年2月21日 (金) まで。当日消印有効)

【住民説明会の開催】

事業計画と、環境影響評価方法書について、住民の方々への説明会を開催いたします。

- 場所 須玉ふれあい館 会議室 (北杜市須玉町若神子五二一一七)
- 時間 令和2年1月28日 (火) 13時30分から15時

【お問い合わせ先】

〒113-0033 東京都文京区本郷四丁目九番二二号
自然電力株式会社 東京オフィス 太陽光事業部
Tel: 03-3868-3391 (土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時半まで)
担当: 河村、高田

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「山梨県環境影響評価条例」第九条の規定に基づく、環境影響評価方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。「2.1 方法書 第1章 事業計画について」及び「2.4.4. 植物、動物及び生態系」については多くの分野に分かれるためタイトルを付けて整理した。

2.1. 方法書 第1章 事業計画について

番号	意見の概要	弊社の見解
1-1 (土地)	本事業を目的とした土地の賃貸について、共有地権者 60 名全員の同意が得られていない。	平成 27 年に各地権者様から、土地の賃貸借契約についての同意を頂いております。その後、一部の共有持分者様より撤回の要望をいただいております、継続協議中です。
1-2 (現況)	事業予定地は「荒地」ではない。牧場終了後山林に戻ることなく草地として残っている特異な環境である。	事業予定地現況の表現に関して、表現方法を検討致します。また、皆様のご意見を踏まえ、可能な限り影響を低減するよう、環境保全措置を検討してまいります。
1-3 (周知)	大平牧場跡に関わる地域の地権者に限らず、近隣地域の北杜市民等に対しても広く周知する必要がありますと思います。	地権者様及び地元住民の方々を対象とした、説明会は過去複数回実施させていただきました。今後とも、地元住民の方々に対しては、できる限り事業についてご理解を頂けるよう、本事業について引き続きご説明を実施する予定です。
1-4 (パネル 施工)	太陽光パネルの設置架台は経産省の示す JISC8955 の規格を遵守するか、事業者が、計画地の条件で予め自ら風洞試験、構造、材料などの強度計算がされた上で設計されなければならない。	パネルの設置工事に当たっては、FIT 法をはじめ電気事業法、山梨県の条例及び経済産業省ガイドラインを遵守します。また、現地にて耐久試験を実施することで、現状に即した安全対策について検討します。
1-5 (パネル 有害物質)	太陽電池モジュールは、その性質上一定程度の有害物質を含んでおり、経済産業省や環境省でもそのことは、周知の事実として取り扱われている。	モジュールのメーカーは、現状では確定しておりませんが、選定に当たっては、FIT 法や土壤汚染対策法等関係法規を遵守し、日本工業規格、RoHS 基準など国際的な基準に適合した製品を採用します。
1-6 (送電線)	長野県方面へ地下埋設で中部電力に売電する計画であるが、山梨県側だけでなく、長野県側もアクセスの範囲に加えるべきである。また、聞くところによると川上村地権者への説明がなされていないということである。	送電線地下埋設に関して、長野県の環境影響評価の手続きに該当しないことを確認しております。また、送電線の敷設を想定している道路等の占用許可については、川上村との協議を予定しています。

番号	意見の概要	弊社の見解
1-7 (沢改変)	現地には大きく3カ所に沢があり小河川を形成しています。小河川のもたらす環境への影響を考えると、安易な暗渠排水工法は見直すべきと言えます。	環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、暗渠排水についても、環境影響の回避、最小化を図る工法を検討していきたいと考えております。
1-8 (管理)	「供用時は24時間365日の遠隔監視システムを用い保守管理に努める」とあるが、具体的な説明を求めます。	供用時の保守管理については、遠隔監視システムにより24時間365日監視によって、発電異常が検知された場合は、即座に状況を確認できる体制となっています。監視カメラも設置するため、現地の状況も遠隔にて把握可能であるとともに、異常を検知した場合には必要に応じて即座に現地へ駆けつけ、適切に処理する等の対応を施します。

2.2. 方法書 第3章 地域特性について

番号	意見の概要	弊社の見解
2-1	対象事業実施区域の気象状況を把握するには、増富小学校と瑞牆登山道入り口に気象観測所が参考になるのではないか。	増富小学校と瑞牆登山道の気象データについて、その整備状況等について確認し、準備書への掲載について検討します。
2-2	参照している文献について、取りまとめられた時期が古いものが見られる。	取りまとめられた時期は古いですが、当該地域の最新データを掲載しています。準備書以降、データが更新された場合は更新データを掲載します。

2.3. 方法書 第4章 環境影響評価要因及び項目の選定について

番号	意見の概要	弊社の見解
3-1	環境影響評価項目の選定にあたって、影響が小さいと判断した理由が書かれていない。	準備書以降の図書において、選定しない理由を詳細に記載いたします。

2.4. 方法書 第5章 環境影響評価の手法について

2.4.1. 大気汚染

番号	意見の概要	弊社の見解
4-1-1	広域に及ぶソーラーパネル設置による電磁波の影響について考察してほしい。	太陽光パネルで発電する電力は電池と同じ直流の電気であることから、パネル設置場所で電磁波が発生することはありません。電磁波が発生するのはパワーコンディショナーと呼ばれる直流交流変換機からですが、本事業では、人が活動する地域まで十分な距離があるため、お住いの方の健康への影響はないと考えます。
4-1-2	大気汚染の調査地点、項目が適切ではない。	計画地（対象事業実施区域）から住宅等まで約1.6km離れていること、また、一般的な工事と比較して、窒素酸化物や粉じんの影響が大きい建設機械や工法を採用せず、可能な限り排出ガス対策型の建設機械を用いる計画であり、環境への影響は小さい

番号	意見の概要	弊社の見解
		<p>と考えられることから、計画地の近くに調査地点は設定していません。</p> <p>また、発電所における環境影響評価の手引き（経済産業省、平成 31 年 3 月改定）に倣って、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に関する予測評価項目として、NO₂と粉じん等を選定しています。</p>

2.4.2. 騒音及び振動

番号	意見の概要	弊社の見解
4-2-1	騒音・振動の調査地点、回数が適切ではない。	<p>P131 に示した調査地点は、工事用車両の影響について予測評価するために設けた地点です。走行ルート沿道の住宅等が存在する場所を念頭においています。平日の 1 回だけでなく、土曜日にも調査を実施することで現地の状況は把握できると考えます。</p>

2.4.3. 水質汚濁及び水象

番号	意見の概要	弊社の見解
4-3-1	事業の実施によって、少なからず塩川ダムの水質に影響を与えることから、影響に関する十分な検証が必要です。	<p>塩川ダムの集水域面積に占める改変区域面積の割合は極めて小さいこと、沈砂池で水の濁りを低減してから河川に排出する計画としていることから、下流にある塩川ダムの水質に及ぼす影響は小さいと考えられます。また、太陽光パネルの損壊に伴う有害物質の溶出も、架台の強化によって損壊を防ぐ計画です。</p> <p>ただし、水道水源の水質監視という観点から環境影響評価の手続きとは別途に放流先河川の水質調査の検討をいたします。</p>
4-3-2	対象事業実施区域を流れる沢は、造成や表土の改変で枯れてしまう可能性があり、それにより周囲の環境や動植物に与える影響があり得ます。	<p>事業の計画にあたっては、計画変更を視野に入れ、できる限り沢などの水域を改変しないことで、当該地域に確認されている動物の生息環境を保全できる計画を検討いたします。</p>

2.4.4. 植物、動物及び生態系

番号	意見の概要	弊社の見解
4-4-1 (調査範囲)	調査範囲が十分ではない。	<p>調査範囲については、本事業は太陽光発電という面整備事業であり、「面整備事業環境影響評価マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成 11 年）で目安とされている区域から 200m の範囲に準じて設定しております。</p> <p>植物については、送電線敷設区間が含まれる林道及び県道については、植物に影響を及ぼすような道路脇の改変を行わない予定であることから、現時点では調査範囲には含めておりません。</p> <p>猛禽類の調査範囲は、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」にて、クマタカの非営巣期高利用域が半径 1.5km 程度、オオタカは 1.0～1.5 km とされていることから、それらを包括する 1.5 km 程度の範囲を設定しております。</p>

番号	意見の概要	弊社の見解
4-4-2 (調査期間)	調査期間が十分ではない	調査期間については、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引き」(平成31年3月、経済産業省産業保安グループ電力安全課)を参考に1年間で設定しております。 なお、冬季については、積雪や植物の繁茂状態、動物の活動状況等を踏まえ、調査を実施しない計画としている場合があります。
4-4-3 (移植)	移植、移設は、高度な技術が必要であり、この地域の貴重種は不可能である。	やむを得ず改変により影響を受ける重要な種については、移植事例を調べるほか、専門家の意見を踏まえて最適な環境保全措置を検討いたします。その中で、移植可能な種に対して移植を実施する場合は、移植の適期、移植場所、移植方法等について専門家の指導を受けることとし、適切に実施してまいります。
4-4-4 (貴重種)	対象事業実施区域内では、さまざまな貴重な種が生息・生育しているため、この点を考慮した調査や影響評価を行うべきです。	事業計画にあたっては、動植物の知見を収集し、皆様のご意見を踏まえ、可能な限り影響を低減するよう、環境保全措置を検討してまいります。

2.4.5. 景観・風景及び人と自然との触れ合いの活動の場

番号	意見の概要	弊社の見解
4-5-1	眺望点について2地点では少なすぎる。四季によって見え方が違うので四季にすべき。	眺望点については、北杜市との協議結果と、弊社が事前に現地踏査を行い、対象事業実施区域周辺の主要眺望点を確認し、対象事業実施区域が視認できる地点として、横尾山と瑞牆山を選定しました。 樹木の葉っぱの有無で見え方(景観)が大きく変わることから、展葉期と落葉期の2期において調査を行うことを検討します。
4-5-2	対象事業実施区域は甲武信エコパークの移行地域に指定されています。パネル設置工事してもなお移行地域としての目的を達成しているか示してください。	ユネスコエコパークで定められた「移行地域」が満たすべき「緩衝地域を支援する機能」として定義されている「自然の保全・持続可能な利活用への理解の増進」に、北杜市の良好な日照時間や山間部の遊休地等といった地域資源を生かした本事業があてはまるものと考えます。

2.4.6. その他(廃棄物、二酸化炭素、光・熱)

番号	意見の概要	弊社の見解
4-6-1	事業実施による削減量の説明の他、伐採樹木で失われるCO ₂ 削減量についても算出してください。	CO ₂ 削減量については、既存資料等から推定し、準備書に記載します。
4-6-2	パネル設置後でのパネル近辺における温熱効果と反射熱及び光害についても予測評価すべき。	パネル集中による温熱効果と反射熱の影響については最新の知見を収集し、影響評価に繋げるように努めます。 光害については、発電効率を高める目的もあり、反射率の小さい太陽光パネルを用いる計画としてい

番号	意見の概要	弊社の見解
		るので光害の影響は小さいと考えられるため、環境影響評価項目に選定しません。

2.4.7. その他（土砂災害）

番号	意見の概要	弊社の見解
4-7-1	森林伐採による保水力の低下が、土砂災害の危険性を高めるのではないか。	雨水排水に関しては、行政が定める規準に基づいた排水計算、排水設計を行って、適切な規模の排水施設を設置します。 また、造成地の緑化、涵養源となる林地等の保全に努め、水量や水質の維持を図ります。

別添資料 1 では、意見書に記載された意見を項目別に分けて整理した。なお、番号の○-◎の付け方は以下のとおりである。

番号○-◎について

○は意見を提出した方の番号を表す。受け取った意見数が 29 通であるため 1～29 の値をとる。

◎は一つの意見書において項目別に分けた意見の番号を表す。意見書によって意見の数が異なる。

方法書 第 1 章 事業計画について

番号	意見	弊社の見解
3-1 (土地)	<p>1) 前提条件となる土地の使用権原がないことについて</p> <p>貴社は今般環境影響評価方法書を提出したが、それ以前の問題として、本事業を目的とした土地の賃貸について、共有地権者 60 名全員の同意が得られていない。先般行われた説明会においては、出席した 4 名の地権者がこの事業に反対で土地を貸さないと明言したことは、出席者全員が聞いている。その他にも同数以上の地権者が土地を貸すことには同意しないことは、既に貴社には文書で伝えているはずであり、そのような状況下で、環境影響評価の方法書を提出することは、順番が逆であり、既成事実化することによって、小さな集落の住民を分断に追い込み、苦しめ、事業を強行しようとする姿勢は企業として、言語道断である。</p> <p>そもそもこの事業は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下 FIT 法) に基づき設備認定 (FIT 法改正後は事業計画認定) を取得して、売電事業を行うものである。当初 FIT 法は制度設計が甘く、土地の確保を必須条件としていなかったが、2017 年 4 月の改正 FIT 法施行規則第 6 条 2 項において「発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権限を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること。」と定められた。旧 FIT 法に基づく認定事業者であっても改正 FIT 法施行時には土地の使用権原を有することが義務化された。本事業は、共有地権者全員の同意が得られていないため、FIT 法の認定基準を満たしておらず、認定取り消しに値する案件であることは明白である。</p> <p>その上、貴社は 2015 年 3 月に経済産業省より地権者の同意書の提出を求める指導が入ったとして、一部住民と結託して、事情のよくわからない住民に対して事業の詳細説明をしないまま、同意書の捺印を取り付けた。地権者の同意のない認定は取り消しとなることを認識し、自らの事業の実施のみのために地権者の保護を軽視した行為に他ならない。</p> <p>貴社が引き続き投資家の信頼を維持するためにも、経済産業省による認定取り消しという不名誉な行政処分を受けるのを待たずに、本認定事業の廃止届を速やかに提出されることを望むものである。</p> <p>土地の使用権原のない者が、環境影響評価手続きを強行することは、関係者の膨大な時間と税金を無駄にする許しがたい行為であるため、環境影響評価手続きの撤回を同時に求める。</p> <p>上述の通り、環境影響評価方法書に対して意見を述べること自体意味がないことであるが、その内容には看過できない内容があるので、貴社の認識を改めていただくためにここに述べる。</p>	<p>平成 27 年に各地権者様から、土地の賃貸借契約についての同意を頂いております。その後、一部の共有持分者様より撤回の要望をいただいております。継続協議中です。</p>

番号	意見	弊社の見解
5-2 (土地)	<p>1. 手続きの不明瞭さ</p> <p>この問題のミーティングに出席させていただき中、たびたびこの土地のすべての人々の同意を得ているという契約書面がない、説明がない、ということをお聞きしています。法的になし崩し的なやり方、すべての方々の同意なしで勝手に自然破壊事業を進めることが許されるのか、お答えいただきたいのと、時間をかけてでも説明会を開き、すべての方々の同意の元、決議をお願いいたします。</p>	<p>平成 27 年に各地権者様から、土地の賃貸借契約についての同意を頂いております。その後、一部の共有持分者様より撤回の要望をいただいております、継続協議中です。</p>
6-1 (土地)	<p>1月28日に須玉ふれあい館で開催された住民説明会に参加しました。そこでの議論を聞く限り、御社の計画には無理があるのではないのでしょうか。出発点から間違っています。</p> <p>計画地の選定理由の項目で、適地選定に際し、“本土地の相続登記の取りまとめを行ってきた地権者代表者との協議を経て、未使用地の有効活用のため、メガソーラー事業候補地として検討することにした”とありますが、該当地区は、地権者約 60 名の共有地であり、全員の同意がないと事業を進めることはできないのではないのでしょうか。明らかにこの計画には反対と表明された地権者もいる中で、環境影響評価方法書を審議会にかける行為はあり得ないと思いません。</p> <p>地権者の中には契約書を見たこともないとの声もあるやに聞きました。契約書には全員の捺印がなされているのでしょうか。もし、全員の捺印が取れていないのであれば、それを取ってから、事業を進めるべきで、それができないのであれば、計画自体を取りやめるべきではないのでしょうか。</p>	<p>平成 27 年に各地権者様から、土地の賃貸借契約についての同意を頂いております。その後、一部の共有持分者様より撤回の要望をいただいております、継続協議中です。</p>
7-1 (土地)	<p>第 1 章事業計画について</p> <p>・そもそも計画地は、須玉町小尾にある和田集落の入会地でしたが、その後売却され現在は、集落住民及び集落を出身地とする地区外の相続人を含む 60 数名の方が持分で共有する共有地として登記されています。</p> <p>したがって、この共有地で事業を行うためには、持分共有者（以下地権者という）全員の同意が必要です。</p> <p>ところで、今回の太陽光発電事業については、事業計画が持ちあがって以降、地元地権者の一部と事業予定者である自然電力（株）（以下事業者という）との間でやり取りが進む一方で、多くの地権者には計画の詳細が説明されず現在に至っています。</p> <p>そして、旧 FIT 法に基づく設備認定を得るために必要となる地権者の同意を取り付ける手続きにおいては、土地の賃貸借による事業遂行を予定する事業であるため、地権者全員と事業者との間で契約の内容が詳細に記された賃貸借契約書に基づき契約が結ばれるべきところ、賃貸借契約書が各地権者に示されることなく賃貸借に同意する旨が記された同意書と称する文章への署名で代用され国の設備認定が取り付けられました。</p> <p>その結果、現在においては上記の同意書への署名は正式な賃貸借の意思を示したものではないとして、その取り消しと改めて大平ファーム太陽光発電事業を認めず計画に反対する強い意思を持つ地権者が数名います。</p> <p>上記に記載したことは、去る 1 月 28 日に北杜市須玉町にある須玉ふれあい館で事業者が開催した「大平ファーム太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書説明会」の席上当日参加した約 100 名に及ぶ人の中にいた地権者数名の方々の発言で知りえた事実であるとともに、地権者の発言により事業者が行ってきた様々な不明朗な取り扱いが明らかになりました。このことに驚いた説明会の参加者から、説明会で公になった計画に反対する地権者がいること的事实を、山梨県及び環境技術審議会に伝えることが事業者に求められ、事業者は伝えることを約束して説明会は終了しました。</p>	<p>平成 27 年に各地権者様から、土地の賃貸借契約についての同意を頂いております。その後、一部の共有持分者様より撤回の要望をいただいております、継続協議中です。</p>

番号	意見	弊社の見解
	<p>以上の経過の中で明らかになったのは、今回の太陽光発電計画が新 FIT 法の求める確実に事業が行える権利が確保されているかに関して、今回のケースでは、地権者の同意が得られていないので事業認定要件を満たしていない、いかなれば認定取り消しに該当する事業であるということです。</p>	
8-1 (土地)	<p>事業地について 1) 事業予定地は和田地区の共有地であり、地権者全員の承諾が必要である (FIT 法でも規定されている)。説明会では地権者が絶対反対を表明した。村社会が強く残る地で反対を表明することは非常に勇気のいることであり、それなりの覚悟のうえでの行動である。少なからぬ反対者がいる予定地での事業存続は無理であるので村を分断させるような計画からは速やかに撤退していただきたい。</p>	<p>平成 27 年に各地権者様から、土地の賃貸借契約についての同意を頂いております。その後、一部の共有持分者様より撤回の要望をいただいております、継続協議中です。</p>
9-1 (土地)	<p>1) 環境影響評価の手続きの流れ 「事業計画案」の次の段階として当該手続きが実施され、「報告書」の作成後、「事業の許可や認可など」へと進んでいく、と図示されています。つまり、本事業の実現に向けての必要な手順という位置づけとなっています。ここには当然各種経費が発生するものであり、事業の前提である賃借する事業地の契約関係がクリアになっていなければなりません。しかし、この間 (1 月 28 日の「説明会」でも明らかとなったように) 共有地の地権者の一部に本事業に反対する人たちがいることが判明し、事業計画のそもそもが問われている事態であることが明るみに出てきました。したがって、現時点では、もう一度原点に立ち戻って、地権者全員を対象とした説明会を開催し、特に、反対者との対話を重ね、納得が得られなければ、撤退も視野に入れた議論を社内トップも交えて行うべきだと主張します。</p>	<p>平成 27 年に各地権者様から、土地の賃貸借契約についての同意を頂いております。その後、一部の共有持分者様より撤回の要望をいただいております、継続協議中です。</p>
10-1 (土地)	<p>美しい自然あふれる草原を、太陽光パネルで埋め尽くすことに反対します。 1 月 28 日の説明会でも明らかなように、地権者が承諾していない段階で「環境アセス」を検討すること自体、大問題です。 広大な自然環境は一度壊されると元にはもどりません。事業者においてはこの計画を断念されるように強く望みます。</p>	<p>平成 27 年に各地権者様から、土地の賃貸借契約についての同意を頂いております。その後、一部の共有持分者様より撤回の要望をいただいております、継続協議中です。</p>
13-4 (土地)	<p>③事業の計画にあたり、当事業地の地権者全員の同意がないと事業はできないと認識しております。 令和 2 年 1 月 28 日の住民説明会で反対の地権者の声何人かありました。ということは、この事業は基本的な同意のないままに進められようとしていると思われます。地権者全員の同意のない事業は中止してください。 以上</p>	<p>平成 27 年に各地権者様から、土地の賃貸借契約についての同意を頂いております。その後、一部の共有持分者様より撤回の要望をいただいております、継続協議中です。</p>
14-1 (土地)	<p>〔第 1 章事業計画〕 1) 契約書内容、賃貸借条件を地権者総会にも掛けずに、平成 26 年 9 月中旬～下旬の間に、一部役員を対象に貴社担当者が、契約書を読み上げただけで、何故、平成 26 年 9 月 24 日契約書捺印開始になったのでしょうか。 2) 平成 25 年 12 月頃には、中部電力接続申込みとなっていて、平成 26 年 3 月 31 日の経産省設備認定取得には、中部電力で (送電) 申請がされています。しかし、契約書には、「東京電力株式会社その他の電気事業者」と明記する必要がありますのでしょうか。 3) 平成 25 年～平成 30 年 1 月まで、貴社からの説明会が開催されましたが、住民からの要求で、契約書が地権者へ送付されたのは 2 月以降、一部の地権者は、内容・条件を読み、検討事項が多いと、話し合いの場を役員に求めたが、受け入れてもらえなかった。</p>	<p>平成 27 年に各地権者様から、土地の賃貸借契約についての同意を頂いております。その後、一部の共有持分者様より撤回の要望をいただいております、継続協議中です。 契約書の詳細に関して、今後地権者様との協議で検討していきたいと考えております。 開催通知の不手際に関して、今後このような問題が再発しないよう尽力いたします。</p>

番号	意見	弊社の見解
	<p>役員は、交渉の責任者たちであるが、意見を聞く場も設けず、地権者総会の通知書も全ての名義登記人に送付されないのでは、総会は成立しません。</p> <p>貴社の説明会についても、住民と地権者と分けて説明会を開催していますが、全ての地権者へ開催通知を送っていませんでした。住人との合意を考えるのならば、このような不手際は、許されることではありません。</p> <p>4)この事業の賃貸借契約は、共有名義人を団体・法人・組合などとして考えているのか、名義人個人対貴社として考えているのか、どちらでしょうか。何故ならば、当初は、団体にすると、個人には、賃料が入らないと。次は、認可地縁団体申請するので、相続などの名義登記は、しないでほしいと、その次は、名義登記を進めてほしいと、権利者を振り回しています。</p> <p>貴社は、この一連の動きを知らないとは言えません。</p> <p>反対を表明された方は、これまでの貴社の住民への対応、そして、和田班の役員の対応に、不信感を抱いた事が大きいのです。</p>	<p>土地に関して、地権者様のご意向に沿った形で検討してまいります。</p>
<p>16-3 (土地)</p>	<p>○2 ページ (2)計画地の選定理由 中段の所 “そのような中で、自然電力株式会社のメガソーラー事業の適地選定に際し、本土地の相続登記の取りまとめを行ってきた地権者代表者との協議を経て、未使用地の有効活用のため、メガソーラー事業候補地として検討することにした”と書いてありますが、この大平牧場跡地は、地権者 60 名の共有地です。代表者との協議だけで事業を進めることはできません。地権者全員の同意がないとできないのです。何人も地権者の方が反対を表明し、大切な草原を残してほしいと訴えているのです。この場所を候補地とするには、出だしから間違っています。反対者の声を無視して進めるのは違法です。すぐ中止して下さい。</p>	<p>平成 27 年に各地権者様から、土地の賃貸借契約についての同意を頂いております。その後、一部の共有持分者様より撤回の要望をいただいております、継続協議中です。</p>
<p>19-1 (土地)</p>	<p>私は太陽光発電をはじめとする自然エネルギーが、これからの日本社会にとりきわめて重要であると考えています。石油やLPGなどの化石エネルギーは有限であり、また原発はその危険性や使用済み核燃料の処理が不可能なことから、人類が経済活動を行って生命を維持して行くためには、それらに代わるエネルギーを開発していくことはこれからの社会にとって不可欠の事です。</p> <p>更にこの間、CO₂の排出による地球温暖化の深刻な影響も指摘されており、太陽光発電など環境に負荷の少ない自然エネルギーの重要性がますます注目されていることは言うまでもありません。</p> <p>自然エネルギーには様々な問題点がありますが、それらを一つ一つ乗り越えながら日本の社会の中に定着していくことを望んでいます。</p> <p>■大平ファームに関して 1. 大平ファーム発電施設は須玉町増富地区に計画されています。この地域は自然豊かな土地で、かつては計画地は牧場として使用されていた場所です。地域の人たちはこの豊かな自然を享受しながら生活を送ってきましたが、そこに大規模な発電施設が建設されることに危惧と不安を抱いています。</p> <p>事業者には、まず住民のこの思いをくみ取っていただきたいと思えます。十分に住民に説明し対話することで、初めて理解が得られ建設計画を進めることが可能となると思えます。現在の状況は、それとは程遠いものと考えます。</p> <p>2. 環境影響評価の方法書の説明会で、計画対象地の共有者が事業計画に同意していないという発言がありました。こ</p>	<p>1. 引き続き、説明会等を開催し、皆様からご理解を頂けるよう尽力いたします。</p> <p>2. 平成 27 年に各地権者様から、土地の賃貸借契約についての同意を頂いております。その後、一部の共有持分者様より撤回の要望をいただいております、継続協議中です。</p>

番号	意見	弊社の見解
	<p>のような共有地に大規模な太陽光発電施設を建設する場合、共有者全員の同意を必要とすることは地域住民のこれまでの了解事項です。この地域では、共有地での様々な案件は共有者全員の同意を前提に進められてきた経緯があり、今回の計画の進め方はそれに反するもので、住民が反発するのは当然のことです。地域住民が長年にわたり培ってきた合意、了解事項を尊重する必要があります。</p> <p>地権者の一部には事業計画を進めることに賛同する人もいますが、あくまでも地権者全員の同意が必要です。</p> <p>今回の建設計画は、一部の地権者だけの同意で事業を進めようとする強引なやり方のように思えます。これでは、たとえ太陽光発電施設を建設しようとしても住民の反発を招き計画そのものが破綻する結果になることが予想されます。再度、地権者全員と話し合い、地域住民の理解を得る努力が必要で、それまで建設計画をいったん中止することを求めます。</p>	
21-3 (土地)	<p>・「本土地の相続登記のとりまとめ等を行ってきた地権者代表者との協議を経て」との記載について。 実体は、地権者全員への十分な説明および十分な理解・同意を得ないで進められた事業計画である。</p> <p>・同意書や契約書が各地権者の手元に手交された事実はない。</p> <p>・「FIT法」上も北杜市の条例上も、正式な認定及び許可を受けるためには、地権者全員の正式な賃貸契約書が必要であり、今だにそれを得られていないのであるから、アセス手続きの執行そのものが不当である。</p>	<p>平成 27 年に各地権者様から、土地の賃貸借契約についての同意を頂いております。その後、一部の共有持分者様より撤回の要望をいただいております、継続協議中です。</p>
24-1 (土地)	<p>●第 1 章事業計画について</p> <p>・この計画地は集落の住人及び集落を出身地とする地区外の相続人 60 数名が持ち分共有する共有地として登録されています。したがって、この共有地で事業を行うためには持ち分共有者全員の同意が必要です。が、今回の太陽光発電事業に関して、多くの地権者に計画の詳細が説明されないまま現在に至っています。</p> <p>そして、旧 FIT 法に基づく事業の設備認定を得るために必要となる地権者の同意を得る手続きにおいては、賃貸借による事業遂行を予定する事業であるため、地権者全員と事業者との間で契約の内容が詳細に記された賃貸借契約書に基づく契約が結ばれるべきであるのに、賃貸借契約書が各地権者に明示されることなく賃貸借に同意する旨が示された同意書と称する文書への署名で代用され、国の設備認定が取り付けられました。去る 1 月 28 日北杜市須玉町須玉ふれあい館で事業者が開催した「大平ファーム太陽光発電事業に係る環境評価方法書説明会」の席上で、地権者から事業者が行ってきた様々な不明朗な取り扱いが明らかになり、またこの説明会で公になった計画に反対する地権者がいるという事実を、山梨県及び環境技術審議会に伝えることを事業者は約束しました。このこと自体が、この計画が新 FIT 法が求める地権者の同意のない計画であることを示しています。</p> <p>・「環境負荷が少ない再生エネルギー」ということを具体的に説明してください。</p> <p>・を貴事業で使用する太陽光パネル一枚に使用する具体的な材質とその数量を明記してください。これは、災害でパネルが壊れたり、水害で流出したりしたときに、周辺に有害物質が流れ出ることを危惧するからです。</p> <p>・上記のような災害が発生した場合、貴社がパネルの回収や土地の整備などについて、また住民に被害が出た場合の補償などについても、責任をもって行うことを明確にしてください。</p>	<p>・平成 27 年に各地権者様から、土地の賃貸借契約についての同意を頂いております。その後、一部の共有持分者様より撤回の要望をいただいております、継続協議中です。</p> <p>・一般的に、再生可能エネルギーは化石燃料を使ったエネルギー供給に比べ、CO₂の排出量が少量であると認識しております(経済産業省エネルギー庁 HP 参照)。</p> <p>・一般的に「有害物質」とは、鉛・水銀・カドミウム・六価クロム等を指します (RoHS 基準 (欧州の特定有害物質使用制限) 参照))。今回弊社が使用する予定のパネルには、ハンダ部分として鉛が使用されていることがありますが、含有量も RoHS 基準の使用制限基準である 1,000ppm という値よりも低い値になっています。なお、パネルは密閉構造になっている及びメンテナンス等を実施するため、有害物質が拡散する可能性は低いと考えています。</p> <p>・自社の発電所が起因しての災害の際は、責任をもって現状復旧に尽力致します。</p>

番号	意見	弊社の見解
26-1 (土地)	1) <事業計画> ・そもそも大平牧場地権者全地権者の合意が取れる目途が立っていないことが、根本的な問題である。 ・資源エネルギー庁メモ参照「2019年度のFIT認定審査に係る運用変更について(お知らせ)」 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20190401.pdf	平成27年に各地権者様から、土地の賃貸借契約についての同意を頂いております。その後、一部の共有持分者様より撤回の要望をいただいております、継続協議中です。
27-4 (土地)	④拙速な建設計画の進め方について そもそも本事業に関連する建設計画地域の地権者全員の同意が得られていない状況であるにもかかわらず、拙速に建設計画を進めている事について問題があります。建設計画を進めることを一時中止し、地権者は当然ながら市民等への丁寧な説明とそれによる合意形成を図ることを求めます。	平成27年に各地権者様から、土地の賃貸借契約についての同意を頂いております。その後、一部の共有持分者様より撤回の要望をいただいております、継続協議中です。
8-3 (現況)	3) 事業予定地は「荒地」ではない。牧場終了後山林に戻ることなく草地として残っている特異な環境である(普通は数年で山林に戻る)。35.8haの広大な草原であり草原内のどここの地点からも人工物の一切見えない素晴らしい景観の場所である。ここをパネルの海と化してしまおうとする者の神経を疑う。CO ₂ 削減とか耳障りのよい言葉で理解を得ようとしているが、自然破壊を伴う事業は即刻中止していただきたい。	事業予定地現況の表現に関して、表現方法を検討致します。また、皆様のご意見を踏まえ、可能な限り影響を低減するように、環境保全措置を検討してまいります。
14-2 (現況)	[計画地の選定について] 1) 「計画地は荒野に近い」の実態は違います。 大平牧場が閉牧になってからも10年以上になりますが、この地は、管理らしい管理はされていません。 そのような環境の中でも、この広大な草地は、生物多様性を延々と維持して来ているのです。 家族で、入地した時に、皆、草地からの360°の景観を見て、素晴らしいと感激していました。 この地が、計画を進めるのなら、次に相続権利を持つ人にも事業計画の説明を聞く権利があると言っています。 20年の長い計画です。家族を対象にして、説明する責任が、貴社にはあると考えます。	事業予定地現況の表現に関して、準備書等に向け表現方法を検討致します。また、皆様のご意見を踏まえ、環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたいと考えています。
20-1 (現況)	<事業の背景> ・この地が牛の放牧場として使用されていたのは8年間ほどのことで、本来は先祖伝来の家畜の草や茅場として大切に伝えられた、文化的な意味のある場所だということが書かれていません。「現状は荒れ地に近い状態」とありますが、草刈りや野焼きなどしなくても、気持ちのよい広大な草原が自然に維持されるという貴重な場所なのです。 ・地域の人たちに売却した目的は、草原や森の管理をやっていただくという本来の意味があるのです。ですからただの財産ではないのです。国土の保全が目的です。そのことを見逃さないでください。	方法書内での表現に関して、表現方法等を考慮し、準備書等で反映できるように検討致します。また、皆様のご意見を踏まえ、環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたいと考えています。
21-2 (現況)	・現状は“荒地に近い状態”という認識は間違っている。現地は50年人の手による改変が行われず、草地、樹林地、沢という貴重な生態系を保っている場所である。現状の正確な把握もできない事業者がアセスを必要とする事業を実施する資格はない。	事業予定地現況の表現に関して、準備書等に向け表現方法を検討致します。また、皆様のご意見を踏まえ、環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたいと考えています。
24-2 (現況)	●計画地の選定理由 ・事業計画地について、事業者は荒れ地との認識であるようですが、この地はおよそ50年間人の手による改変が行われていないことで貴重な生態系を保っている場所です。荒地地という認識は見直してください。	事業予定地現況の表現に関して、表現方法を検討致します。また、皆様のご意見を踏まえ、環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化

番号	意見	弊社の見解
		を図っていききたいと考えています。
27-1 (周知)	<p>(1) 事業計画(事業計画一般：事業の経過等)</p> <p>①事業計画についての周知等について</p> <p>事業者からは本件事業計画が持ち上がっていることについて、一部の直接利害関係者には伝えられていたと聞きました。大平牧場跡に関わる地域の地権者に限らず、近隣地域の北杜市民等に対しても広く周知する必要があると思います。北杜市民等の知る権利、情報にアクセスする権利を侵害しないでください。市民等に広く周知することから、やり直すことを求めます。環境保全の観点からも北杜市民等の全体に影響することです。</p>	<p>地権者様及び地元住民の方々を対象とした、説明会は過去複数回実施させていただきました。今後とも、地元住民の方々に対しては、できる限り事業についてご理解を頂けるよう、本事業について引き続きご説明を実施する予定です。</p>
27-3 (周知)	<p>③方法書の説明会の開催について</p> <p>1/28(火)午後自然電力株式会社主催で開催された説明会のことは、その何日か前の市民ら有志の方々による新聞折込み広告を通じて知らされました。突然ことで「寝耳に水」で、環境影響評価の方法書が発表されたことと、直前に事業者による説明会が開催されることを知りました。当日は急なことで参加することができませんでした。事業者担当者は、山梨日日新聞で知らせた。(一回のみ)更に縦覧・公告をした事によって知らせたことになると言っています。説明会に参加できたのは約80数名だそうです。参加したいという意思がありながら、急な知らせで参加できなかった市民等は、質問や意見表明の機会を奪われたままです。市民等の知る権利と同時に市民参加の機会を侵害するものです。建設計画についての住民説明会と同様に、開催曜日・開催時間、開催回数、開催場所等を十分に配慮した方法書の説明会を再度開催する事を求めます。</p>	<p>説明会の告知方法などを検討し、準備書等で対応できるよう尽力致します。</p>
27-2 (周知)	<p>②事業計画に関する住民説明会の開催について</p> <p>担当者の説明では事業計画については賛成、反対の住民がいるが関係する住民に対しては何回か説明を行ったと聞きました。建設予定地に直接、利害関係を有する住民に説明を行う事は当然の事だとは理解しますが、現在、貴社が建設を計画している横尾山南麓、増富地域に広がる大平牧場跡を含む広大な草原地域は北杜市民等にとっての大切な地域です。市民等が四季折々この地域を訪ね、自然豊かな地域の自然環境にふれることによって、豊かな生活を享受することが出来ています。したがって住民説明会の対象者を限定することなく、広く知らせ多くの市民等が参加できるように、開催曜日・開催時間、開催回数、開催場所等を十分に配慮した住民説明会を再度、開催する事を求めます。</p>	<p>地権者様及び地元住民の方々を対象とした、説明会は過去複数回実施させていただきました。今後とも、地元住民の方々に対しては、できる限り事業についてご理解を頂けるよう、本事業について引き続きご説明を実施する予定です。</p> <p>また、皆様のご意見を踏まえ、環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていききたいと考えています。</p>
3-4 (パネル施工)	<p>③電気事業法で定められた電気設備の技術基準が守られない疑い</p> <p>10 ページに設置の仕方について、立面図と説明が記されている。しかし、この内容には甚だ疑問な点が多くある。まず、JISC8955 は台風や強風によるパネルの飛散事故が多発したため、これまでの2004年版から2011年版、そして現在の2017年版に改訂された。</p> <p>名称を「太陽電池アレイ用支持物設計標準」から「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に変更し、太陽電池アレイ支持部の構造耐力は、建築基準法の規制と同等の構造耐力規定を求められることになった。このJISの改訂に伴い、2018年電気設備に関する技術基準を定める省令第4条に基づく「電気設備の技術基準の解釈」第46条も改正された。</p> <p>JISC8955(2017)の算出方法は、アレイ設置面(地盤面)は水平にしか適用できない。</p>	<p>パネルの設置工事に当たっては、FIT法をはじめ電気事業法、山梨県の条例及び経済産業省ガイドラインを遵守します。</p> <p>また、現地にて耐久試験を実施することで、現状に即した安全対策について検討します。</p>

番号	意見	弊社の見解
	<p>「5.3.1 アレイ面の風力係数は、風洞実験によって定める。ただし、表6に示す設置形態(すなわちアレイ設置面は水平であること)の場合には、次によって算出してもよい。」と規定されているからである。</p> <p>本事業の計画地のような傾斜地に設置する場合には、その地形に合わせて、貴社において風洞実験を行い風力係数を算出し、その上で建築基準法の規制と同等の構造耐力となるよう設計しなければならないのである。さらに、貴社は「地形に合わせて傾斜角を調整する」としている。自然の地形は一定の傾斜ではないから、その地表の傾斜の違いに合わせてそれぞれの風洞実験により風力係数を求めることは、相当な費用と労力を要すると想像できる。実際にこれまで市内に設置されたメガソーラーを私が見た範囲では、一件を除き皆水平の地盤面に凍結深度までコンクリートの基礎を打って設置しており、JISC8955の算出方法を用いている。</p> <p>貴社の立面図では、基礎はなく、杭を直接地面に打ち込むと記載されている。このような工法は、電気設備の技術基準の適合義務が規模に拘わらず全ての太陽光発電設備に適用されることを知らない知識不足の小規模事業者が、50kW未満の低圧設備を設置する場合に多く、深刻な問題となっている。専門家の意見では、地面に直接杭を打ち込むと雨により杭周囲の土砂が流れることにより、杭が動くようになり、そこに風による回転の力が加わり、倒壊の危険があるとのことであった。</p> <p>上述したように、地形に合わせた傾斜地に直接杭を打ち込む架台を支持物として構造強度を保つことは至難の業と考えられる。実際にそのような強度を保てるという設計であるとするならば、住民の生命と財産にかかわることであるから、あらかじめ風洞実験の結果と強度計算書を公開すべきである。</p>	
<p>5-6 (パネル施工)</p>	<p>5. 耐久性・設置問題</p> <p>過去の北杜市のパネル設置業者の施工を見ると、施工法がそれぞれ違い、強度や配置の仕方に、本当に有効なのか、実際の耐久性も疑問。</p> <p>あまりにもずさんな工事がたくさん見受けられ、業者名もなく、自然災害で崩壊してもクレームをどこに言っていないか、また、工事のやり直しや責任をどこがとるかが決まっていないうに見受けられます。具体的にどのようなになっているのか、また、責任はどこがとるのか、上記具体的に説明が必要。</p>	<p>パネルの設置工事に当たっては、FIT法をはじめ電気事業法、山梨県の条例及び経済産業省ガイドラインを遵守します。</p> <p>また、現地にて耐久試験を実施することで、現状に即した安全対策について検討します。</p>
<p>26-3 (パネル施工)</p>	<p>3) <事業計画>(方法書本編 10page)</p> <p>・計画地は自然山中のど真ん中の土地であり、かつ傾斜地、高地であり、いざ天気が悪くなると風雨は強い。全ての太陽光パネルの設置架台は経産省の示すJISC8955の規格を遵守するか、事業者が、計画地の条件で予め自ら風洞試験、構造、材料などの強度計算がされた上で設計されなければならない。</p>	<p>パネルの選定に当たっては日本工業規格を遵守致します。</p> <p>設置工事に当たっては、FIT法をはじめ電気事業法、山梨県の条例及び経済産業省ガイドラインを遵守します。また、現地にて耐久試験を実施することで、現状に即した安全対策について検討します。</p>
<p>26-4 (パネル施工)</p>	<p>・地域特性(42page)で示すように、計画地は「山地斜面」「古期土石流扇状地及び堆積面」であることと、「風の吹上げ」などの可能性を考慮し、パネルの飛散、倒壊が起こらないように、安全安心のための太陽光パネル架台設計には最大限の注意を払う必要がある。</p>	<p>設置工事に当たっては、FIT法をはじめ電気事業法、山梨県の条例及び経済産業省ガイドラインを遵守します。また、現地にて耐久試験を実施することで、現状に即</p>

番号	意見	弊社の見解
26-5 (パネル施工)	<p>・以下の URL で示す資料参照「平成 29 年発電用太陽光電気設備の技術基準に係る安全性確認調査」22、41、42、44、ページ)で示すように、現状の JISC8955 の規格は平地での条件になっており、傾斜地向けの規格は将来検討のことである。</p> <p>https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000109.pdf</p>	<p>した安全対策について検討します。</p> <p>設置工事に当たっては、FIT 法をはじめ電気事業法、山梨県の条例及び経済産業省ガイドラインを遵守します。また、現地にて耐久試験を実施することで、現状に即した安全対策について検討します。</p>
3-5 (パネル有害物質)	<p>④太陽光モジュールに含まれる有害物質の流出の危険 太陽電池モジュールは、その性質上一定程度の有害物質を含んでいるとされており、経済産業省や環境省でもそのことは、周知の事実として取り扱われている。貴社は発電事業者として、資源エネルギー庁の定めた事業計画策定ガイドラインや、環境省の太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインを熟読しているはずなので、十分認識していかねばならない。</p> <p>しかしながら、10 ページ 3 段落目では「環境へ大きな影響を及ぼす有害物質は含まれていない」とするのは、大きな間違いである。また有害物質を含まない前提で、環境影響評価方法書を策定すること自体、環境影響評価の意味を失うものである。</p> <p>太陽電池モジュールが正常な状態であれば、貴社の記載通り密封された構造のために外部に流出することはないが、太陽電池モジュールが破損した場合には、流出する危険は大いにある。強風、土砂崩れ、地震などの自然災害や火災によって破損して溶出する可能性は十分に考えられ、その危険性は経済産業省も指摘している。</p> <p>モジュールのメーカーの記載はされていないが、型番 JKM335PP-72-3 から中国のジンコソーラー製の多結晶太陽光モジュール 335W と推察される。ジンコソーラーは、使用済み太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供として、下記の通り、「鉛、カドミウム、ヒ素、セレン」が含まれていることを公開している。</p> <p>ジンコソーラー 使用済み太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供について https://www.jinkosolar.com/ftp/001.pdf</p> <p>この事実がありながら、「環境へ大きな影響を及ぼす有害物質は含まれていない。」と平然と述べる貴社の不誠実な姿勢では、地域の信頼が得られるはずもない。</p> <p>特に、本計画のように山梨県ではこれまでに経験したことのないような 70,460 枚という膨大な数のモジュールを使用するとなれば、小規模施設とは異なり、破損事故による有害物質による水質汚染や土壌汚染は住民の健康や農作物への深刻な被害は免れないと考えられる。</p>	<p>モジュールのメーカーは、現状では確定しておりませんが、選定に当たっては、FIT 法や国の法律を遵守し、日本工業規格、RoHS 基準など国際的な基準に適合した製品を採用します。</p>
3-6 (パネル有害物質)	<p>3) 環境影響評価項目 選定されていない評価項目で選定すべき項目</p> <p>① 水質汚濁 水の濁り土地又は工作物の存在および供用</p> <p>② 水象河川、地下水、利水、水面利用等 土地又は工作物の存在および供用</p> <p>③ 土壌汚染 土地又は工作物の存在および供用</p>	<p>破損したモジュールが長期間放置され、有害物質が流出しないよう、定期的な巡回、適切なメンテナンスを実施します。そのため、環境影響評価項目に選定しません。</p>

番号	意見	弊社の見解
	理由：モジュールの破損により有害物質が流出する可能性が十分考えられることから、被害の範囲と度合いを想定すべき。	
5-7 (パネル有害物質)	6. 環境破壊・自然破壊（ゴミ問題） 上記耐久性と重なるが、施工の材料、パネルの種類により、見た目も角度も、距離感も北杜市内を見るとまったく統一性がなく、意味があるのか。 設置すればいい、という楽観的な考えが見受けられる。（業者の設置逃げ） さらに、壊れたパネルの処理場、処理法を具体的に説明してください。 放射能汚染土のように、明快な答えがないのに、その場しのぎで考えるなどもってのほか。自然に戻らないゴミは、もはや自然電力とは言わないのではないか。	パネルの処理に当たっては、廃棄物処理法、建設リサイクル法、労働安全衛生法などの関係法規及び山梨県の条例を遵守します。
21-6 (パネル有害物質)	「太陽光パネル」について ・少量の鉛、強化ガラスと封止材で密封とあるが、鉛は少量ではないし、封止材には何が使われているかの記載はなく、デメリット情報を載せておらず不適切。	太陽光パネルのメーカーは、現状では確定していませんが、選定に当たっては、FIT 法や土壌汚染対策法等関係法規を遵守し、日本工業規格、RoHS 基準など国際的な基準に適合した製品を採用します。
23-1 (パネル有害物質)	●太陽光モジュールに含まれる有害物質の流出の危険 太陽電池モジュールは、その性質上一定程度の有害物質を含んでいるとされており、経済産業省や環境省でもそのことは、周知の事実として取り扱われている。貴社は発電事業者として、資源エネルギー庁の定めた事業計画策定ガイドラインや、環境省の太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインを熟読しているはずなので、十分認識していかねばならない。しかしながら、10 ページ 3 段落目では「環境へ大きな影響を及ぼす有害物質は含まれていない」とするのは、大きな間違いである。また有害物質を含まない前提で、環境影響評価方法書を策定すること自体、環境影響評価の意味を失うものである。 太陽電池モジュールが正常な状態であれば、貴社の記載通り密封された構造のために外部に流出することはないが、太陽電池モジュールが破損した場合には、流出する危険は大いにある。強風、土砂崩れ、地震などの自然災害や火災によって破損して溶出する可能性は十分に考えられ、その危険性は経済産業省も指摘している。 モジュールのメーカーの記載はされていないが、型番 JKM335PP-72-3 から中国のジンコソーラー製の多結晶太陽光モジュール 335W と推察される。ジンコソーラーは、使用済み太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供として、下記の通り、「鉛、カドミウム、ヒ素、セレン」が含まれていることを公開している。 ジンコソーラー 使用済み太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供について https://www.jinkosolar.com/ftp/001.pdf	モジュールのメーカーは、現状では確定していませんが、選定に当たっては、FIT 法や土壌汚染対策法等関係法規を遵守し、日本工業規格、RoHS 基準など国際的な基準に適合した製品を採用します。

番号	意見	弊社の見解
	<p>この事実がありながら、「環境へ大きな影響を及ぼす有害物質は含まれていない。」と平然と述べる貴社の不誠実な姿勢では、地域の信頼が得られるはずもない。</p> <p>特に、本計画のように山梨県ではこれまでに経験したことのないような70,460枚という膨大な数のモジュールを使用となれば、小規模施設とは異なり、破損事故による有害物質による水質汚染や土壌汚染は住民の健康や農作物への深刻な被害は免れないと考えられる。</p> <p>私もこの様に考えていますので、引用させていただきました。</p> <p>モジュールには、有害物質は必ず含まれています。7万枚以上の数えられない程のパネルを使用すれば、有害物質による水質汚濁や土壌汚染は住民の健康や農作物、しいては動、植物への深刻な被害は免れないと考えます。</p> <p>私は地権者として反対です。</p>	
8-8 (送電線)	<p>5) 送電線地下埋設について</p> <p>長野県方面へ地下埋設で中部電力に売電する計画であるが、環境影響評価方法書では山梨県側のみでの調査でしかない。当然山林の伐採も行われるものと思われる。自然環境は連なりとしてとらえるのが基本であるので長野県側もアセスの範囲に加えるべきである。また、聞くところによると川上村地権者への説明がなされていないということである。埋設の距離の長さなどから多くの地権者に関わることと思われる。送電の確保がなされていない状況での工事の推進は言語道断。作りました・送電できませんということになる可能性のある計画は即刻中止すべきである。</p>	<p>送電線地下埋設に関して、長野県の環境影響評価の手続きに該当しないことを確認しております。また、送電線の敷設を想定している道路等の占用許可については、川上村との協議を予定しています。</p>
21-4 (送電線)	<p>「送電線の敷設区間」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送電ルート3案に関して、環境影響評価の範囲にもかかわらず、詳細な工事計画書がない。 ・工事区間の地形の状態、1600mの標高ラインを越えての工事方法のシミュレーション、掘削土量の量、敷設による環境影響等の資料の提示を求める。 ・2月10日に開催された「環境影響評価技術審議会」席上で、ルート案について「埋設工事」との説明をしたが、山梨県側は急峻な地形で埋設は無理、長野県側の自治体も埋設区間には「畑灌」が通っているため工事は不可能という情報がある。もし、実現不可能な工事手法をあたかも可能であるというような説明を委員にしたとなれば、委員の適切な判断に影響を与えるものであり問題と思われる。 	<p>送電線敷設工事については、山梨県、北杜市及び川上村と協議を行います。</p>
26-8 (送電線)	<p>6) <事業計画>(方法書本編 page3)中部電力への連携接続の工事計画とその影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続系統工事のため大平ファーム以外の土地の地権者(長野県側も含む)の了承は取れているか？ 	<p>送電線敷設工事等については、山梨県、北杜市及び川上村と協議を行います。</p>
26-9 (送電線)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事重機の利用は必須。更に難関はこの工事は1600m-1800m領域の山越え工事になると予想される。生態系への影響と、土砂崩れの可能性の検証も含め環境評価が必要ではないのか？ 	<p>送電線敷設区間(山梨県側)については、P147に示したとおり、植物相の調査範囲に含めています。送電線の工事では、木の伐採等は最小限に抑え、土砂災害等が起きないように尽力致します。また、送電線工事の規模として小規模であることが想定され、土砂災害のリスクも低いと認識しております。</p>
26-10 (送電線)	<ul style="list-style-type: none"> ・また他の要件として、長野県側では、現状として畑に農業用水を引くための配水管設置(畑地帯灌漑整備事業)が網の目のように設置されていると聞いている。その地域に本工事の了承を取る必要がある。 	<p>送電線敷設工事等については、山梨県、北杜市及び川上村と協議を行います。</p>

番号	意見	弊社の見解
26-11 (送電線)	<p>・本方法書には、この問題は他県のこととして押さえ目に記述されているが、本件は、事業計画としても環境影響評価の面で断じて軽視できない。</p> <p>以上</p>	<p>皆様のご意見を踏まえ、環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたくて考えています。</p>
9-3 (沢改変)	<p><造成計画> (p10) では、「通年、水の流れる主要な沢については、パネル設置を避け保存する計画とし、その他の沢については、部分的に暗渠管等・・・」と説明文が書いてありますが、本事業対象区域内の主要な三つの沢は、すべて、通年水の流れが確認されています。上流部に伏流水となって“涸れ沢”である部分がありますが、下流側では水の流れが見られます。とすれば、そこには造成して暗渠とし、パネルを設置することは設計上も出来ない場所であることとなります。しかし、御社の造成計画では図面上三分の一ほどが造成地となっています。借地としての20年が終了したあかつき、そこを元の地形に戻し、自然状態にして返却するのか、そこが明確ではないように思います。</p>	<p>環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、暗渠排水についても、環境影響の回避、最小化を図る工法を検討していきたくて考えております。</p> <p>借地契約満了時の現状回復方法については、地権者様との協議の上、確定してまいります。</p>
21-7 (沢改変)	<p>「造成計画」について</p> <p>・3本の沢の内、「涸れ沢」と断定している沢があるが、十分な調査がされているか疑問である、実際にはその沢にも流れはあり生物がいる。そこを暗渠にしてしまえば、生きものは絶滅する。再調査し及ぼす影響をきちんと把握するべきである。</p>	<p>環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたくて考えています。</p>
21-11 (管理)	<p>「その他」</p> <p>・「供用時は24時間365日の遠隔監視システムを用い保守管理に努める」について</p> <p>この監視システムは24時間365日見る人がいるモニターテレビなのか？</p> <p>小動物の侵入、いたずら、漏電や雷による火災などをリアルタイムに発見できるシステムなのか？</p> <p>単なる出力の変動をグラフで見るシステムではないのでしょうか？具体的な説明を求めます。</p>	<p>供用時の保守管理については、遠隔監視システムにより24時間365日監視によって、発電異常が検知された場合は、即座に状況を確認できる体制となっています。監視カメラも設置するため、現地の状況も遠隔にて把握可能であるとともに、異常を検知した場合には必要に応じて即座に現地へ駆けつけ、適切に処理する等の対応を施します。</p>
5-8	<p>7. 電力会社の件</p> <p>最初は東電だったはずが知らぬ間に中部電力となっている、とお聞きしています。その経緯と理由を細かく説明ください。さらに、具体的な構想が示されないと使用電力が計算できないので、その前に、電力会社と契約はできるはずがない、という意見も聞きましたが、その点はどうなのでしょう？</p> <p>以上。</p>	<p>電力会社の選定に関して、本事業では特別高圧線に連系する必要がありました。事業地からの距離等を考慮し、長野県にある中部電力の特別高圧線に連系する計画と致しました。</p>
7-4	<p>造成計画（残土処理）</p> <p>・現地には大きく3カ所に沢があり小河川を形成しています。方法書の説明では常時流水があるのは一つの沢だけとしています。現地を見ると枯れ沢とされているところにも小規模の流水が認められます。</p> <p>事業者による先行調査の不備と見受けられますが、小河川のもたらす環境への影響を考えると、安易な暗渠排水工法は見直すべきと言えます。</p>	<p>環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、暗渠排水についても、環境影響の回避、最小化を図る工法を検討していきたくて考えております。</p>
9-5	<p>3) 第二章地域の概況</p> <p>対象事業実施区域・・・の地形は、「山地斜面」「古期土石流扇状地および堆積面」となっています。ここから推察できることは、最近頻発する集中豪雨のような場合、周囲の山地から降り注いだ雨水が集まってくる地形で、土石流の可能性が排除できない現実があることです。敷地内に3本も沢が形成されていることもそのことを裏付けている証左です。</p>	<p>土砂災害の対策としては、行政が定める規準に基づいた施工を実施します。</p> <p>また、造成地の緑化、涵養源となる林地等の保全に努め、水量や水質の維持を図ります。</p>

番号	意見	弊社の見解
	<p>よほどの対策を取らない限り、100年に一度の豪雨が日本各地で発生している事実からして、想定内のレベルを相当に高くしなければ取り返しのつかない災害を防ぐことは出来ないと考えられます。</p> <p>「対象事業実施区域…の地質は」、「横尾山火砕流などから構成されている」とありますが、パネル設置工事の基礎造築では浅い土壌部分から大量の岩石が掘り出されると予測可能です。それらをどこへ搬出するのか、その計画が明確ではないように見えます。</p>	<p>尚、事業地内より発生する岩石については原則、対象事業実施区域内での処理を予定しております。</p>
11-3	<p>意見3：貴社のように、自然環境を活用した電源をわが国の安全保障の重要な基盤である安定な電力供給の一つとして敷設する、いわば公益事業者としては、わが国の地勢的、地形的条件を十二分に理解してその立地を選定すべき：</p> <p>1)世界の総陸地面積に占める日本の比率はわずかに0.25% (377,972 km²)。62番目のドイツより上位とはいえ、世界約190ヶ国で61番目。可住地面積はドイツ69.3%(米国75.3%)で日本は33.6%でしかない。人口を比較すると、わが国のそれは世界で10位、ドイツのそれは17位である。肝心の1人当たりの年間電力消費量は日本が約8,000kWh、ドイツが7,000kWh。因みに世界平均は約3,100kWh、最大の消費国はカナダの約15,000kWhである。</p> <p>2)こうした数値を比較するもう一つの背景は、太陽光、風力、地熱、水力などの再エネの普及・促進には各国の与えられた地勢的・地形的要件を十二分に加味する必要があることによる。例えば、太陽光では日照時間、風力では風況に加え周辺海域の水深分布、地熱では賦存場所などである。</p> <p>3)ドイツでは広大な平地に太陽光や風力の発電施設を、デンマークなどでは遠浅の海域を利用して多数の風力発電施設を設置し、それぞれの国がEU圏域を含む各国との連携した送電網を効率よく利用している。残念ながら、我が国は送電網さえ孤立系である。</p> <p>4)なかでも重要なことは、そのエネルギー変換効率(発電効率)である。例えば、太陽光発電の変換効率は最大でも20%を下回っているとの事実である。わずか1kWの発電設備容量を取得するには付帯設備を入れて約15㎡もの面積を必要とする。わが国では可住地面積が少ない上に急峻な中山間地域や緑豊かな森林に国土の70%弱が覆われているために、広大な面積を必要とする太陽光発電施設を地上に設置するためには、森林の伐採や休耕田、土砂災害区域などの利用、さらには住環境の近傍に設置せざるを得ない状況があり、各地域で問題視されている事例が多々発生している。つまり、太陽光発電を含む水力、地熱、風力、バイオマスなどの再エネ施設の設置には、国土の地勢・地形を勘案しなければ他国のそれと同様の推進には難があることを認識すべきである。</p> <p>5)こうした諸点を勘案すれば、その数、万のオーダーともいわれる太陽光発電を金融商品としてのビジネスチャンスとしかとらえていない小規模事業者や個人投資家のこれまでの業態を変えなければ、わが国での太陽光発電比率はいま以上には向上しない。</p> <p>6)重要な点は、国土条件を十二分に勘案した再エネ施設の設置場所に規制を加え、政府との協調の下で、設置場所の公的ゾーニングと事業者の資格審査を実施すべきと考える。</p>	<p>CO₂を含む、温室効果ガス(GHG)排出削減のため、2016年に発効した「パリ協定」では、主要排出国を含むすべての国が、自国のGHG削減・抑制目標を策定することとなっています。</p> <p>日本では、2030年度のGHGの排出を2013年度の水準から26%削減することを目標としています(経済産業省エネルギー庁HP参照)。</p> <p>弊社としては、再生可能エネルギーの導入に取り組むことで、GHG排出削減に寄与すると考えます。</p>

番号	意見	弊社の見解
	<p>少なくとも、これまでの業況から見て、貴社はそうした提案の下で事業を進めるべきと考える。</p>	
12-1	<p>方法書によると大平牧場跡地は荒地と記されていますが、そのようなことはありません。広々とした草原はまるで毎年、人間の手が入っているかのように美しく、沢は石、水、花（特にくりん草が沢を映えさせています）などが優美な景観を奏でています。水中、草原、林の中には、動植物（貴重なものが数多く生息しています）が、共存しあっているすばらしい場所です。</p> <p>この場所に予定しているソーラーパネルを設置するには、地形上、とても大きな整地工事を行わなければなりません。沢がいくつもある為に起伏が大きかったり、地盤は、大きな石や岩で埋めつくされています（表面は土ですが）。1月28日の説明会では、「できるだけ現状を維持する」とは言っていましたが、それをどういふつもりで言ったのかわかりません。美しい牧場や貴重な生き物、共存できる場は失われ、二度と戻ってきません。愛されて多勢の方が登山をする「みずがき山」や「横尾山」からも大規模なソーラーパネルが丸見えです。すばらしい見晴らしの中に大規模に設置されているソーラーパネルを見てがっかりすることでしょう。</p> <p>失われた自然は戻りません。戻るところか地球温暖化を進ませ、大災害をおこします。“青い地球”をキャッツフレーズにされている自然電力の社長さん、欲の気持ちでは青い地球を守れません。電気を作るということも大切ですが、節電（電気を大切に使う）に力を入れてください。</p> <p>24時間明かるい町が多すぎです。そういったところに目を向けて動いて下さい。その時は応援します。</p> <p>どうか欲の為に自然をこわさないで下さい。私たち人間は、自然に助けられています。その自然をこわすことで大災害というしっぺ返しを受けることとなります。よろしくお願い致します。</p>	<p>事業予定地現況の表現に関して、評価書等に向け表現方法を検討致します。また、環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたいと考えています。</p>
15-7	<p>4.結びに御社へのお願い</p> <p>私は、長年この地に生活してきた。確かに脱炭素の社会は必要で、私自身8キロワットの太陽光発電をしている。これは自分の家屋の屋根に設置しており自然を破壊しているとは考えていない。そこで、御社の計画しているソーラーメガソーラーはあまりにも広大な面積に、大量のパネルを設置計画しており桁が違う。</p> <p>自然破壊が普通ではない。この増富を現状のまま守り、前述したとおり、一度、生態系を壊すと二度と戻りません。このことはよくご承知の上での計画であると思えますし、事業として社会のために活動されていることは経歴から存じておりますが、この大平ファームについては、増富に残された最後の自然の楽園とご理解いただければ幸いです。計画のご再考を戴きますようお願い申し上げます。</p>	<p>皆様のご意見を踏まえ、環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたいと考えています。</p>
16-8	<p>○12ページ</p> <p>9)防災計画の所</p> <p>“使用時にも緑地になることを期待するが、造成等で直ちに植生が回復しにくい部分がある場合には、種子散布も検討する”とありますが、種子散布はそれまでの生態系を壊し、新たな問題が生じ、環境破壊になる危険があります。このような事業計画は中止すべきです。</p>	<p>種子散布については、現地に生育する種を用いるなど配慮することで、当該地域の生態系を守るように努めます。</p>
16-12	<p>○19ページ</p> <p>(1)工事の実施</p> <p>①建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>認定を受けた発電量を維持した形で、環境保全を図りながら、土地造成面積を含む</p>

番号	意見	弊社の見解
	可能なかぎり、土地造成面積を小さくするとあるが、具体的にない、判断はだれがするのか。	設計レイアウトを検討したいと考えています。
16-14	○22 ページ 環境影響評価の手続きについて 通年調査 2,017 年 9 月から実施し 2,018 年 8 月に終了としているがその資料はどれか、また予測評価はどれか書いていない。	調査結果およびそれらを踏まえた予測評価の結果は準備書に記載します。
16-15	○24 ページ 第 3 章 地域特性 長野県の環境影響評価条例の対象事業に該当しないことを確認している。とあるが、どんな証明があるのか、いつ、だれと確認したのか。	長野県の環境影響評価の担当部署に確認しました。
21-5	・「造成無し」の面積、実際の地形・現況、「造成あり」の面積、地形・現況、沢の地形・現況、改変状況、盛土・切土の面積、土量、森林伐採面積、伐採の樹種等々、事業計画の具体的資料、データの提示がないので、提示してください。	準備書においてお示しいたします。
21-8	「用水計画」 ・「現地には水道がないため、“沢水”を利用」と記載されているが、どこの沢水を何に利用し、どのくらいの量を利用するのかを明らかにし、そこに住む生物への影響を明示することを求める。	沢水の利用方法等については準備書にて記載します。また、沢の保全や、水質、水生昆虫に配慮した用水計画を検討致します。
21-15	「環境影響評価の手続きについて」 ・手続き終了から工事着工まで計算すると約 1 年 3 か月のアセス期間しかない。 ・適切な調査をして影響を少なくする期間としては、論外なほど短い。	方法書にも記載したように、スケジュールについては、山梨県の環境影響評価の審査状況や各種許認可手続きの進捗状況によって変更となる場合があります。

方法書 第 3 章 地域特性について

番号	意見	弊社の見解
15-3	(2)気象観測 甲府測候所大泉観測点であるが、大泉は、八ヶ岳の自然の影響をまろに受けており、冬は北風が主流であり風向きから言って、この観測地点の数値は参考にならない。 予定の大平は、標高 1500m から 1600m 位であり、ここは八ヶ岳の影響を受けていない、と推測する。根拠は冬と云わず低気圧通過時は、北東の風が吹くのでデータは、気象観測所が増富小学校と瑞牆登山道入り口にありこれを参考として示すのが適当と思考する。	増富小学校と瑞牆登山道の気象データについて、その整備状況等について確認し、準備書への掲載について検討します。
15-4	(3)水質の状況 P37.塩川ダムの水質であり、現地の大平の水質検査が求められる P39.4 か所の結果が表示されているが、やはり、現地の水質検査が求められる。	P37 及び P39 は文献調査の結果を掲載しています。P143 に示すように現地の水質の調査を行う計画としています。
16-16	○49 ページ 特定植物群落は指導されていないとあるが、48 ページ資料が 1978-1999 年と古いもので参考にならず群落でない貴重種も調査すべきで、ヤエガワカンバやアオナシ等貴重種が抜けている。	49 ページの植生図は環境省が作成している植生図を用いておりますが、当該地域の最新データが方法書に掲載した 1978～1999 年調査のものとなります。準備書以降、データが更新された場合は新しい植生図を掲載いたします。
16-17	○111 ページ 2)絶滅の恐れのある野生動植物の保存に関する法律に基づく生息地等保護区に指定された生息地保護区はない。とあるが、平成 4 年と古い法律で判断している。	本法律は平成 4 年に制定され、その後、何度も改訂されております。本方法書には改訂された内容を取り込ん

番号	意見	弊社の見解
		<p>でありますが、記載がわかりにくいことから、準備書以降は、最終改定日も追記するようにいたします。</p>
16-18	<p>○116 ページ 自然保護 絶滅の恐れのある野生動植物の保存に関する法律北杜市×実施地域×とあるが、生息地、保護区としてはないが、貴重種は存在し、保護すべきである。</p>	<p>方法書 116 ページの表は、場所の特定できる地域地区の規制状況をまとめております。そのため、表には掲載していませんが、ご指摘のとおり希少種は存在しますので、希少種に対する環境影響を回避、低減するような計画を検討してまいります。</p>
21-16	<p>【第3章 地域特性】 ・方法書では、参考として「大泉地域気象観測所」のデータが記載されているが、現地から遠く、標高が 1600m と高い場所なので、参考にならない。 ・標高差や地形および、最近の気候変動や想定を超える気象状況の発生を考慮し、数年以上の継続的な調査を求める。</p>	<p>一般に入手可能な既存の文献調査結果を整理しています。他の方から、気象観測所が増富小学校と瑞牆登山道入り口にあるという意見もいただいておりますので、参考にしたいと思います。</p>
21-17	<p>・「現存植生図」も古い文献。他の文献も閲覧日のみの記載で、その文献の作成日は不明。 ・湿生草地そのものが希少であり、新たな生き物の発見の可能性もある。 ・貴重種、重要種、保全すべき種だけではなく、現地の総体的生態系の調査をするべきである。</p>	<p>・「現存植生図」は、環境省が作成している植生図を用いておりますが、当該地域の最新データが方法書に掲載した 1978～1999 年調査のものとなります。準備書以降、データが更新された場合は新しい植生図を掲載いたします。図書については発行年を記載しておりますが、ホームページの情報は作成日の情報がなく更新されることがありますので、閲覧日を入れて、その時点での最新情報であることがわかるように記載しております。 ・新たな生き物の発見の可能性もあるという点に注意しながら慎重に調査を行ってまいります。 ・生態系については、重要種のみならず現地調査で得られた一般種の調査結果も利用いたします。</p>
26-2	<p>2) <地域特性>(方法書本編 42page) ・対象事業計画地は、「山地斜面」「古期土石流扇状地及び堆積面」とある。乾期、少雨期、大雨時などタイミングで後背斜面からの流動地下水また湧水の変化状況を調査する必要がある。</p>	<p>工事着工前に、地質調査（ボーリング調査）によって、現地の地盤の状況を把握する計画としております。 雨水排水に関しては、行政が定める規準に基づいた排水計算、排水設計を行って、適切な規模の排水施設を設置します。 また、造成地の緑化、涵養源となる林地等の保全に努め、水量や水質の維持を図ります。</p>

方法書 第4章 環境影響評価要因及び項目の選定について

番号	意見	弊社の見解
7-2	・環境アセスメントの手続き上、今回の方法書に対し山梨県環境技術委員会委員の皆さんや一般の人たちの意見を考慮した中で決定される調査計画に関して、現地調査に入る前に住民に示し、貴重な生態系や動植物及び生活環境など評価対象情報をより多く集め追加する必要があると考えます。	方法書段階でいただいた山梨県環境影響評価等技術審議会の委員や住民の皆様からのご意見をできる限り考慮した調査計画を検討いたします。 また、現地調査に入る前には、事前に地権者様の代表にお知らせするほか、多くの情報を収集し追加するよう努めます。
16-19	○124 ページ “動物、陸上動物、水生生物 可能性は小さいから選定しない”と“生態系、地域を特徴づける生態系、施設の稼働により変更区域及びその周囲の生態系に影響が生じる可能性は小さいと考えられることから選定しない”とあるが、変更区域及びその周辺の生態系に影響が生じないと判断した理由が記されていない。その他の項目でも影響が小さいと判断した理由が書かれていない。	準備書以降の図書において、選定しない理由を詳細に記載いたします。
21-30	「予測手法」 「可能な限り定量的に予測する」について ・可能な限りの判断は誰がするのか？定量的なデータはどのように取るのか？	「可能な限り」については、山梨県環境影響評価等技術審議会にて審査が行われるものと考えております。 「定量的なデータ」については、現地調査で得られた結果を数値化し、解析を行うことと考えております。

方法書 第5章 環境影響評価の手法について（大気汚染）

番号	意見	弊社の見解
5-4	3. 環境破壊・自然破壊（大気） 人間の体はとても微細で、広域に及ぶソーラーパネル設置により、目には見えないがすさまじい量の電磁波を放出し、特にその近くの地域に住む方々は、それらが常に健康をむしばむことは明らかなことであり、考察ください。	太陽光パネルで発電する電力は電池と同じ直流の電気であることから、パネル設置場所で電磁波が発生することはありません。電磁波が発生するのはパワーコンディショナーと呼ばれる直流交流変換機からですが、本事業では、人が活動する地域まで十分な距離があるため、お住いの方の健康への影響はないと考えます。
16-21	○131 ページ 大気汚染の調査位置、騒音、振動 計画地からあまりにも離れている場所で測定するのは全く意味がない。計画地の近くに別荘所有者も生活している。計画地の大気汚染などはどうでもいいのか。走行ルートと和田公民館で大きな差がないというのが根拠が全くない。	P131 に示した調査地点は、工事用車両の影響について予測評価するために設けた地点です。走行ルート沿道の住宅等が存在する場所を念頭においています。 P121 に記載したように、計画地（対象事業実施区域）から住宅等まで約 1.6km 離れていること、また、一般的な工事と比較して、窒素酸化物や粉じんの影響が大きい建設機械や工法を採用せず、可能な限り排出ガス対策型

番号	意見	弊社の見解
		<p>の建設機械を用いる計画であり、環境への影響は小さいと考えられることから、計画地の近くに調査地点は設定していません。</p> <p>走行ルートと和田公民館で大きな差がないという根拠については、P130 に記載しています。</p>
21-13	<p>「大気汚染」「騒音」「振動」「水の濁り」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「低減に努める」との記述が多いが、どれくらいの車両が、いつ頃運行するのか、その時の汚染物質がどれくらいで、どのくらい低減されるのかの具体的なデータがない。まずそれを示して欲しい。 	<p>どれくらいの車両が、いつ頃運行するのか、その時の汚染物質がどれくらいで、どのくらい低減されるのかの具体的なデータについては準備書に記載します。</p>
21-18	<p>【第5章 環境影響評価の手法】</p> <p>「大気汚染」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質調査の調査地点が計画地より離れた1か所というのは論外。少なくとも地域内に複数個所の常時監視測定地点を設置して、通年に渡り、SO₂、NO₂、CO、SPMの各項目の調査を求める。 ・工事中の建設機械の稼働、工事車両の走行による温室効果ガスの影響を検討してください。 	<p>P131 に示した調査地点は、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の影響について予測評価するために設けた地点です。走行ルート沿道の住宅等が存在する場所を念頭においています。</p> <p>発電所における環境影響評価の手引き（経済産業省、平成31年3月改定）に倣って、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に関する予測評価項目として、NO₂と粉じん等を選定しています。</p> <p>P121 に記載したように、計画地（対象事業実施区域）から住宅等まで約1.6km離れていること、また、一般的な工事と比較して、窒素酸化物や粉じんの影響が大きい建設機械や工法を採用せず、可能な限り排出ガス対策型の建設機械を用いる計画であり、環境への影響は小さいと考えられることから、計画地の近くに調査地点は設定していません。</p>

方法書 第5章 環境影響評価の手法について（騒音及び振動）

番号	意見	弊社の見解
21-19	<p>「騒音」「振動」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査地点、回数も少なすぎるので、増やす必要がある。 	<p>P131 に示した調査地点は、工事用車両の影響について予測評価するために設けた地点です。走行ルート沿道の住宅等が存在する場所を念頭においています。</p> <p>平日の1回だけでなく、土曜日にも調査を実施することで現地の状況は把握できると考えます。</p>

方法書 第5章 環境影響評価の手法について（水質汚濁及び水象）

番号	意見	弊社の見解
5-3	<p>2. 環境破壊・自然破壊（水）</p> <p>水の美しさを誇る北杜市全体もそうですが、今回の場所には隠れた湧水もあるとお聞きしています。貴重な自然の水源を目先の利益の為に、失えば様々な生活用水としても影響が出るほか、日本3大ラジウム温泉地、として有名な増富温泉郷にも多大なる被害がもたらされると予測されます。</p> <p>その他、貴重な絶滅危惧種の生育も危ぶまれたり、自然環境が破壊されることで、水が体内の60%を占めるといふ私達人間は、水質汚染により人体への長期に渡る健康被害を引きおこすことも予測されます。細部に渡る再調査を強く求めます。</p>	<p>黒森地区、和田地区にお住いの方の生活用水として湧水を利用していることを確認しています（黒森・和田水源）。この水源は、本事業の直接的な影響を受けない対象事業実施区域とは異なる流域に位置しています。</p> <p>対象事業実施区域と増富温泉は、4km以上離れていることから、本事業の影響は小さいと考えます。</p>
7-5	<p>・沢様の小河川は、もともと水量が少ない中で、造成や表土の改変により枯れてしまう可能性があります。このことは、草原を含む周囲の環境、特に動植物に与える影響は大きいと考えます。</p>	<p>事業の計画にあたっては、できる限り沢などの水域を改変しないことで、当該地域に確認されている動物の生息環境を保全できる計画を検討いたします。</p>
7-6	<p>・現地の3カ所にある小河川が流入する塩川に与える影響にも、現況、工事中、工事後の3段階で検討する必要があります。また、現地の小河川は、下流にある塩川ダムの集水域のなかにあります。したがってこのエリアの改変は、少なからず塩川ダムの水質に影響を与え、北杜市や、韮崎市、甲斐市の水道水源としての塩川ダムからの取水のあり方にも大きな影響を与えますので、影響に関する十分な検証が必要です。</p>	<p>塩川ダムの集水域面積に占める改変区域面積の割合は極めて小さいこと、沈砂池で水の濁りを低減してから河川に排出する計画としていることから、下流にある塩川ダムの水質に及ぼす影響は小さいと考えられます。また、太陽光パネルの損壊に伴う有害物質の溶出も、架台の強化によって損壊を防ぐ計画です。</p> <p>ただし、水道水源の水質監視という観点から環境影響評価の手続きとは別途に放流先河川の水質調査の検討をいたします。</p>
7-7	<p>水象</p> <p>・事業区域内に湧水があることを地元の住民が指摘しており、この湧水に対する対応を考えなければなりません。</p>	<p>計画地に湧水がある旨承知いたしました。事業計画にあたっては、水環境への影響をできるだけ回避、低減できるよう慎重に検討してまいります。</p>
7-8	<p>・計画地の近傍にある集落（直下の和田地区や黒森地区、御門地区）は飲料水を簡易水道に頼っており、その水源は湧水や表流水、伏流水です。</p> <p>ところで、計画地を含む横尾山南麓は、塩川ダムの集水域のみならず簡易水道の水源涵養地ともなっています。計画の上流域の森林や計画地となる草地もその機能を担っていることを考慮すると、このエリアの改変が地域の水環境に与える影響は大といえます。</p> <p>また、いったん改変した環境をもとに戻すには、莫大な時間と経費を要します。したがって、事業を計画するうえでは慎重な対応が求められます。</p>	<p>黒森地区、和田地区にお住いの方の生活用水として湧水を利用していることを確認しています（黒森・和田水源）。この水源は、本事業の直接的な影響を受けない対象事業実施区域とは異なる流域に位置しています。</p>
16-7	<p>○12ページ</p> <p>6)用水計画</p> <p>沢水を利用→沢の保全、水質、水生昆虫への影響とその対策がない。</p>	<p>沢の保全や、水質、水生昆虫に配慮した用水計画を検討致します。</p>

番号	意見	弊社の見解
16-11	<p>○19 ページ</p> <p>①造成等の施工による一時的な影響 湿地環境（沢等）が近隣に存在する場合は改変箇所から可能な限り離隔をとるとあるが、何をどれだけ、どんな方法で離隔するのか具体的に書くべきである（貴重種は、その方法では守れないが）</p>	<p>方法書と同様に、準備書においても設備配置計画図を示します。</p>
16-22	<p>○146 ページ</p> <p>水質、水象、水環境の調査 造成等の施工による一時的な影響とあるが、公共水源等は一時的な影響を受けるのではなく、水の流れの変化等、将来にわたって影響を受けます。また、造成裸地面積が最大となる時期及び供用時だけの調査では、全く不十分です。 また、造成やパネルによる沢の水の変化は、生態系に決定的な影響を与えます。沢底の有機物、堆積物の変化、水温の上昇等、この面での予測が全くありません。</p>	<p>造成等の施工によって一時的に裸地の状態となる時期において、対象事業実施区域から発生する排水の水の濁りが大きくなると考えられることから環境影響評価の項目として選定しています。</p> <p>今後の造成計画においては、計画変更を視野に入れ、環境保全措置を検討してまいります。</p> <p>また、生態系の予測は、山梨県環境影響評価等技術指針を参考にしながら、一般的な手法を用いることとしておりますが、沢の水についても注目しながら予測評価を行ってまいります。</p>
21-20	<p>「水質汚濁」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査地点、調査期間、共に不十分である。 ・水資源は当該地域において重要な要素であり、建設場所は塩川ダムの集水域となっている。工事による影響および裸地、森林伐採等設置した場合の流量の変動予測をするべき。 ・大平ファーム集水域から塩川ダム流入地点までの水質検査をすべき。 ・「(予測時期) 工事計画に基づき、造成裸地面積が最大となる時期とする」について、具体的な時期を明示せよ。記載せよ。 	<p>本事業の影響を調査・予測・評価するには、対象事業実施区域を流れる3本の沢が合流するP143で示した地点が適切であると考えます。また、四季調査の他に、水の濁りの程度が大きくなると考えられる大雨時の調査も実施する計画としています。</p> <p>流量の変動の予測について、本事業では集水域を変更する改変は行わない計画としていますので、その必要性は小さいと考えます。</p> <p>造成拉致面積が最大になる時期は、準備書において記載します。</p>
21-21	<p>「水象」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共水源、地下水の状況は1回の調査では不十分。水位は昼夜、季節天候によっても変化するので常時観測が必要。 ・影響は下流域にも及ぶので下流方向でどのように水量が変動するか調査すべき。 ・小さい沢ほど流量の影響を受けるので、丁寧に検討すべき ・パネル設置工事により、黒森の水源・水質に影響がないのか、具体的な調査データを示すこと。 ・記載されている3本の沢以外にも小さい流れがあるので、まず、敷地内にどのような沢があるかの調査をするべき。 ・水温上昇の記載がない。 	<p>黒森地区、和田地区にお住まいの方の生活用水として湧水を利用していることを確認しています（黒森・和田水源）。この水源は、本事業の直接的な影響を受けない対象事業実施区域とは異なる流域に位置しています。</p> <p>対象事業実施区域を流れる3本の沢について、大雨後にどのような状況になるのか（水の流れがどこから始まるかの確認、新たな流れが生じるかなど）把握する計画としています。</p>
24-3	<p>●造成計画</p>	<p>塩川ダムの集水域面積に占める改変区域面積の割合</p>

番号	意見	弊社の見解
	<p>・この計画地には三か所に沢があり、小規模ながら流水が認められます。このような流れは造成や表土の改変で枯れてしまう可能性があり、それにより周囲の環境や動植物に与える影響があり得ます。更に、この小河川の下流にある塩川ダムは北杜市の一部、韮崎市の一部、甲斐市の一部の水道水源となっているため、塩川ダムからの取水にも影響が考えられます。この小規模の流れについても各季節ごとの調査をして、塩川ダムにどのくらいの影響が出るのかを調査してください。北杜市、韮崎市、甲斐市に暮らす住民の水資源に影響を与える可能性がありますので、真摯に調査することを希望します。</p>	<p>は極めて小さいこと、沈砂池で水の濁りを低減してから河川に排出する計画としていることから、下流にある塩川ダムの水質に及ぼす影響は小さいと考えられます。</p> <p>ただし、水道水源の水質監視という観点から環境影響評価の手続きとは別途に放流先河川の水質調査を検討致します。</p>

方法書 第5章 環境影響評価の手法について（植物）

番号	意見	弊社の見解
7-3	<p>(2)計画地の選定理由</p> <p>・事業計画地の現状認識に関して、事業者は「現状が荒地地となっている」と表現していますが、これは間違いです。</p> <p>事業計画地は、牧場としての利用が終わった後も地元の地権者の皆さんが草刈り等手入れをすることがない中で、草木が伸び放題となり荒れることなく従来の草原としての機能を維持してきました。</p> <p>その要因の一つは、現地に存在する大量のワラビの群生により草木の繁茂が妨げられたことです。またこの草原を餌場として利用する野生動物等の影響も考えられます。</p> <p>ところで、この草原が人の手を加えることなく維持されてきたという事実を踏まえると、この草原が持つ多様な価値そのものが環境影響評価の対象とされるべきであると言えます。</p>	<p>牧場として利用が終わった後、人の手が加わることなく草原が維持されてきた背景について、ご意見を踏まえ、準備書において記載内容を再検討致します。</p> <p>また、改変する箇所だけでなく、対象事業実施区域及びその周辺の環境影響評価を行ってまいります。</p>
7-11	<p>・小河川（沢）の河畔林が生態系に与える影響も、大変重要なのでその消失には慎重であるべきです。また樹木は、植物や、鳥類、小動物と違い回避や最小化が難しいと考えられますので、この点も十分に検討していただきたい。</p>	<p>小河川（沢）の河畔林が生態系に与える影響も、大変重要であることを再認識し、ご指摘のとおり、移植が難しい重要な樹木については回避を原則とし、できる限り改変を避けるような事業計画を検討してまいります。</p>
15-6 (貴重種)	<p>植物について</p> <p>アツモリソウ、レンゲツツジ、コメツツジ、キキョウなどは大平でしか見られないと思料する。</p> <p>ここでの生息する動植物を失えば、二度と再生できない貴重な種ばかりであり生態系はなんとしても保護すべき地域である。</p> <p>昨年、ユネスコでは「甲武信エコパークに登録」した、まさにこの増富はその中心として人と自然の共生を図る地域であり、我々住民はその自然を守る責務を負っている。</p>	<p>皆様のご意見を踏まえ、環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたいと考えています。</p> <p>太陽光発電事業は地球温暖化問題の改善に寄与するものであり、地球規模において自然環境や人々の生活環境の保全に資するものだと考えます。</p> <p>ユネスコエコパークで定められた「移行地域」が満たすべき「緩衝地域を支援する機能」として定義されている「自然の保全・持続可能な利活用への理解の増進」に、北杜市の良好な日照時間や山間部の遊休地等といった地域資源を生かした本事業がなくてはまるものと考えます。</p>

番号	意見	弊社の見解
		<p>また、環境影響評価の手続きを適切に実施し、北杜市の関連条例に基づく計画とすることで、「自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組を推進していること」を満たすことになると考えます。</p>
16-13 (移植)	<p>○20 ページ やむを得ず改変により影響を受ける重要な種がある場合には専門家の助言を踏まえ、種の移植及び移設等を検討し、個体群の保全に努める・・・とあるが、移植、移設は、高度な技術が必要であり、この地域の貴重種は不可能である。</p>	<p>やむを得ず改変により影響を受ける重要な種については、移植事例を調べるほか、専門家の意見を踏まえて最適な環境保全措置を検討いたします。その中で、移植可能な種に対して移植を実施する場合は、移植の適期、移植場所、移植方法等について専門家の指導を受けることとし、適切に実施してまいります。</p>
16-23 (調査範囲)	<p>○147 ページ 陸上植物の調査の方法、調査地域の所で、周囲 200メートル程度とされているが、平成 11 年度とかなり前のマニュアルで全く不十分です。また、送電線敷設区間の林道、県道沿いは調査範囲に含めないのは、環境アセスとは言えません。 植生の調査期間も夏季または秋の一角実施とは問題外です。これも環境アセスとは言えません。</p>	<p>本事業は太陽光発電という面整備事業であり、「面整備事業環境影響評価マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成 11 年）を参考にいたしました。こちらは、一般的な環境影響評価でも用いられているマニュアルであります。また、送電線敷設区間が含まれる林道及び県道については、植物に影響を及ぼすような道路脇の改変を行わない予定であることから、現時点では調査範囲には含めておりません。 植生の調査期間については、植生等の状況確認の適期である夏季または秋季に実施することとしており、植生の状況を確認することは可能であると考えております。</p>
21-22 (調査範囲)	<p><陸上植物> 「植物相」 ・現地の残された貴重な場所という意味で、調査範囲は「区域から 200m の範囲」では不足。 ・横尾山麓なので横尾山の植物性との関連も調べる。 ・調査期間も 3 季では不十分。1 年としても相当の日数になるので、数年にわたって継続調査が必要。</p>	<p>・調査範囲については、本事業は太陽光発電という面整備事業であり、「面整備事業環境影響評価マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成 11 年）で目安とされている区域から 200m の範囲に準じて設定しております。 ・事業による環境影響を調査、予測、評価を行うには上記の範囲が適当であると考えておりますが、文献調査により横尾山周辺の植生についても掲載をしております。準備書以降の図書において、周辺の植生に関する文章</p>

番号	意見	弊社の見解
		<p>をさらに追記することといたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 植物相の調査期間については、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引き」（平成31年3月、経済産業省産業保安グループ電力安全課）を参考に1年間で設定しております。なお、冬季については、植物相を把握するという目的を考慮すると、積雪や植物の繁茂状態により把握が難しいため、冬季を除いた3季に設定しております。
21-23	<p>「植生」</p> <ul style="list-style-type: none"> 手付かずの場所ということから自然植生を丁寧に調査し把握することが重要。 調査地点は「植物相」と同様。調査期間1季は論外。 地形、気候、土壌、水系と植生の関係を明らかにする調査をし、記録すること。 	<p>ご意見のとおり、現地の植生を丁寧に調査し把握してまいります。植生の調査期間については、植生等の状況確認の適期である夏季または秋季に実施することとしており、植生の状況を確認することは可能であると考えております。また、文献等も利用しながら地形、気候等も踏まえて現地の状況を明らかにするよう努めます。</p>
21-24	<p>「保全すべき植物種、植物群落の生育状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域を良く知っている専門家、それも北杜市に住む市民の専門家に助言をもらう。 「造成等の施工による一時的な影響」の「代表的な時期」とはいつなのか？ 「地形改変および施設の存在、施設の稼働」の「事業活動が定常に達した時期」とはいつなのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の植物の状況に詳しい専門家にはヒアリングを実施する予定です。北杜市在住の専門家については、山梨県及び北杜市に問い合わせ、意見聴取を試みます。 「造成等の施工による一時的な影響」の「代表的な時期」は、造成工事のピーク時となります。 「地形改変および施設の存在、施設の稼働」の「事業活動が定常に達した時期」は、太陽光パネルの敷設後の試運転期間が終了し、本稼働が定常的に行われる時期となります。

方法書 第5章 環境影響評価の手法について（動物）

番号	意見	弊社の見解
8-5 (調査範囲)	<p>2) 鳥類調査について</p> <p>事業予定地周辺には多くの猛禽類の飛翔が確認されている。クマタカは近隣の営巣も確認されている。工事用車両の通行する一帯も含めての周辺森林での営巣地調査を求める。</p>	<p>猛禽類の調査においては対象事業実施区域から約1.5kmの範囲を確認しており、希少猛禽類の営巣についても調査を実施することとしております。</p>
16-24 (調査範囲)	<p>○155 ページ</p> <p>鳥類調査</p> <p>猛禽類はかなりの距離を生息範囲とするので、横尾山や実施区域の東西南北の倍いじょうの範囲で調査することが必要です。</p>	<p>猛禽類の調査範囲は、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」にて、クマタカの非営巣期高利用域が半径1.5km程度、オオタカは1.0～1.5kmとされていることから、それらを包</p>

番号	意見	弊社の見解
21-25 (調査範囲)	<p><陸上動物> ・調査対象は、計画地が横尾山の山麓に当たり、固有種だけではなく絶滅危惧種も多く点在するので、敷地内だけではなく、横尾山を含めた哺乳動物、鳥類、昆虫類等すべての生物を調査すること。</p>	<p>括する 1.5 km 程度の範囲を設定しております。</p> <p>猛禽類を除いた動物の調査範囲については、本事業は太陽光発電という面整備事業であり、「面整備事業環境影響評価マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成 11 年）で目安とされている区域から 200m の範囲に準じて設定しております。</p>
21-26 (調査範囲・期間)	<p>「動物種」 ・調査地域、区域から 200m 狭すぎる。横尾山も含め調査すること。 ・調査期間 1 年では短い。数年の継続調査が必要 ・動物種を支えるエサの調査も必要。 ・「けもの道」の調査もするべき。</p>	<p>・調査範囲については、本事業は太陽光発電という面整備事業であり、「面整備事業環境影響評価マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成 11 年）で目安とされている区域から 200m の範囲に準じて設定しております。</p> <p>・動物の調査期間は、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引き」（平成 31 年 3 月、経済産業省産業保安グループ電力安全課）を参考に原則 1 年間としております。</p> <p>・動物の餌となり得る植物、動物について調査を行うこととしております。</p>
21-28 (調査期間)	<p>「爬虫類」「両生類」 ・調査期間 3 季節では短い、数年に渡る調査が必要。</p>	<p>動物の調査期間は、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引き」（平成 31 年 3 月、経済産業省産業保安グループ電力安全課）を参考に原則 1 年間としております。なお、爬虫類、両生類の活動が活発な時期やサンショウウオ類やカエル類の卵塊や幼生などの確認に適した時期を設定しているため、冬季を除いた 3 季にしております。</p>
7-13 (貴重種)	<p>・計画地には動物では、ハコネサンショウウオやヤマト岩魚、植物ではアツモリソウや、クリンソウ等の重要種、樹木ではヤエガワカンバなどが確認されています。</p> <p>また、近隣の谷川筋では絶滅危惧Ⅱ類(VU)に指定されているミゾゴイの生息も確認されています。このように計画地周辺は多様で豊かな自然環境を擁しており、できる限り環境の改変は避けるべきエリアといえます。したがって、開発計画は慎重を期すべきエリアと考えます。</p>	<p>計画地に貴重な動植物が生息、生育しているとのこと承知いたしました。事業計画にあたっては、動植物への影響をできるだけ回避、低減できるように慎重に検討してまいります。</p>
15-5 (貴重種)	<p>(4)動植物の保護 ①動物 須玉町小倉より長野県川上村一帯は、いわゆる小仏層で、比志、塩川、神戸、御門、和田、黒森集落の西に聳え、この一帯は徳川幕府の「御巢鷹山」として厚く保護された地域と古老から仄聞している。</p> <p>猛禽類が生息し、大鷹、トンビは我々も目視している。このような鳥類が生息できるのはウサギやヘビ、ネズミなど、餌となる小動物が生息しているからである。また、それに伴う小動物が繁殖しやすい環境が必要だ。</p>	<p>計画地に貴重な動植物が生息、生育しているとのこと承知いたしました。事業計画にあたっては、動植物への影響をできるだけ回避、低減できるように慎重に検討してまいります。</p>

番号	意見	弊社の見解
	<p>各集落には、馬産地であったがゆえに冬の餌となる干し草が必要で、共有地において毎年10月には集落総出で草刈りを行い、冬から春にかけて家の納屋や厨子に保管して毎日、家畜の餌としていた。しかし、田畑の耕作に農耕馬としての役割は、やがて、耕運機の普及（テイラー）に伴いその役目は終わりとなり、多くの集落では、国の植栽計画に従い落葉松の植林により、入会地はその姿を消していった。</p> <p>増富で唯一残ったのが大平で、和田地区では地区の畜産振興に併せ、JAに牧草地として解放し長年に亘り夏季の間、放牧をしてきた。</p> <p>そのために、牧草地には小動物が生息して、ウサギ、ネズミ、タヌキ、キツネ、鹿、熊など食物循環によりお互いが共存してきた。</p> <p>前述のように、御巢鷹山として大鷹、クマタカ、トンビなどの猛禽類の餌は、ウサギ、ネズミ、ヘビなど豊富な餌場として共存してきた。</p> <p>ほかに、渡り鳥のミゾゴイ、オンドリ、蝶のゴマシジミなど列挙しきれない程、豊かな自然環境下にある。</p> <p>また、魚類もヤマメ、ヤマトイワナの生息地であり、特に、種の交配がこの増富でも進み、純粹のヤマトイワナは種が絶えてここでしか見られないのではないかと推測する。</p> <p>一方、両生類のハコネサンショウウオも生息している。</p>	
7-10	<p>動・植物・生態系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小河川（沢）等の存在は、水資源としてだけでなく哺乳類や鳥類、両生類・爬虫類・魚類、昆虫類等の生息や、餌場等特別な生態系を維持してきており、この点を考慮した調査や影響評価を行うべきです。 	<p>ご意見を踏まえ、小河川（沢）等を考慮した調査や影響予測、評価を行ってまいります。</p>
8-6	<p>3) 哺乳類調査について</p> <p>周辺森林を利用している小型哺乳類の調査を求める。特に天然記念物「ヤマネ」は重点調査項目に入れるべきである。ほかに「カヤネズミ」「アカネズミ」等も含める。</p>	<p>ヤマネに特化した調査の実施については、山梨県環境影響評価等技術審議会でのご意見等を踏まえながら検討してまいります。カヤネズミ、アカネズミ等の小型哺乳類については、捕獲調査により確認を行うこととしております。</p>
21-14	<p>「保全すべき動物及びその生息環境」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「可能な限り」の判断は誰がするのか？事業者或いは専門家？ 	<p>事業者の努力で「可能な限り」回避、低減等を行ってまいります。</p>
21-31	<p>「水生生物」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小さな沢も含め敷地全体に文献以外に沢や川がないか調査をする。 ・沢の改変、河畔の木の伐採による影響が大きい。影響が回避できない場合は工事を中止するように。 ・調査期間3季は短い。数年に渡る継続調査が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文献資料で確認された沢や川以外にも、雨が降った場合に発生する沢などについても把握に努めます。 ・沢の改変や湖畔の木の伐採は、極力回避するような事業計画を検討してまいります。 ・調査期間等は「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引き」（平成31年3月、経済産業省産業保安グループ電力安全課）等も参考に設定しております。
21-27	<p>「鳥類」「希少猛禽類」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横尾山を含め調査すること。 ・横尾山も含め野鳥の種類、個体数、群数を季節ごとに調べる。 	<p>鳥類の調査範囲は対象事業実施区域及びその周囲約200m、猛禽類の調査範囲は対象事業実施区域及びその周囲約1.5kmとしておりますが、事業による影響を把握す</p>

番号	意見	弊社の見解
	<p>・野鳥は気候変動にも大きく影響されることから、繁殖期、越冬期のそれぞれ6回の調査を気候条件の異なる日に、最低5年は継続する。</p> <p>・野鳥の調査は営巣状況も調査する。</p> <p>・食物連鎖の頂点にいる猛禽類は、どのようなエサをいつ捕食しているか生息状況を十分に調査する。</p> <p>・現地は希少な猛禽類の生息が判明している。工事による騒音だけでも巣を放棄してしまうので、影響を注意深く予測し、影響が回避できない場合は工事を中止してください。</p> <p>・フクロウ等の夜行性鳥類は、昼間調査だけではなく夜間調査も必要である。</p> <p>・フクロウの行動圏と事業実施区域の関係、横尾山を含めた個体にとっての必要な縄張りの調査も必要。</p>	<p>るための調査という観点から、現地調査においては対象事業実施区域内での利用状況や区域上空の飛翔状況を把握することを優先させております。</p> <p>調査期間については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」を参考に方法書に記載した期間を設定いたしました。</p> <p>鳥類及び猛禽類調査の中で、営巣状況についても確認に努め、猛禽類については採餌行動等にも注意しながら実施することとしております。</p> <p>対象事業実施区域周辺や工事関係車両の走行ルート付近で営巣地が確認された場合は、専門家からの助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>
16-25	<p>○156 ページ</p> <p>爬虫類、両生類で、沢には両生類でハコネサンショウウオが生息していますが、沢石に隠れているので、調査の時には、貴重種なので、確認してもサンショウウオだけでなく沢石も完全に元に戻し生息を保証すること。</p>	<p>現地調査員は、ご指摘のような対応を行っております。今後も注意してまいります。</p>
2-2	<p>1.自然に人が手を加えることは止めた方が良いわれわれが想定できないことが起こるからです。</p> <p>例でいえば、川にダムを作るよりも洪水のときは遊水池に一時的に水を溜める、水が収まれば元の草地に戻る、そのように人の手を加えないで自然に任せる、そうすれば大平に住むハコネサンショウウオも生き延びるでしょう。</p>	<p>事業の計画にあたっては、できる限り沢などの水域を改変しないことで、ハコネサンショウウオが生息できる環境を保全できる計画を検討いたします。</p>
16-10	<p>○13 ページ</p> <p>外周部にはフェンスとあるが、ここは貴重な昆虫のオオセンチコガネが生息し、鹿の糞等をきれいに分解してくれています。エサとなる動物の糞がなくなればオオセンチコガネは生息できない(もっとも土地改変で草原でなくなるので改変時点で絶滅が予想されるが)</p>	<p>オオセンチコガネは対象事業実施区域内だけでなく周辺にも生息していることから、事業の影響により周辺からいなくなることはないと考えられますが、事業による影響を回避、低減できるように検討してまいります。</p>
16-26	<p>○157 ページ</p> <p>昆虫の調査</p> <p>特有の草原、沢、樹林と貴重な生態系ももとの昆虫は、ていねいな調査が必要です。出現時期が短く、各季節にわたるため、年間調査をし、蛾など、夜間も必要です。</p>	<p>昆虫類の調査時期については、昆虫類の活動時期も考慮して春、夏、秋の3季に設定しております。また、調査方法は、踏査による採集調査、地表徘徊性の昆虫類を対象としたベイトトラップ法による調査、夜行性の昆虫類を対象としたライトトラップ法による調査を行い把握に努めることとしております。</p>
21-29	<p>「昆虫類」</p> <p>・北杜市は昆虫類の豊富な地域です。敷地は長年人の手で改変されていない場所なので、どのような種類の昆虫がいるのか、希少種はどのくらいいるのか正確に現地調査してください。</p>	<p>・確認された昆虫類の種名を記録し、その中に希少種がどれくらいいるのか正確に現地調査を行います。</p>

番号	意見	弊社の見解
	<ul style="list-style-type: none"> ・調査範囲は横尾山も含め広い範囲を求めます。 ・昆虫はライフサイクルが短い、調査地域に生息する種の生態的特徴を踏まえ、3年以上継続した調査が必要です。また、昼間のみならず夜間調査もしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昆虫類の調査範囲は対象事業実施区域及びその周囲約200mとしております。昆虫類の移動能力、事業による影響を把握するという観点で、「面整備事業環境影響評価マニュアルII」（建設省都市局都市計画課、平成11年）を参考に設定いたしました。 ・昆虫類の調査は、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引き」（平成31年3月、経済産業省産業保安グループ電力安全課）を参考に1年間の実施としております。その中で、夜行性の昆虫類を対象としたライトトラップ法による調査も行っております。

方法書 第5章 環境影響評価の手法について（生態系）

番号	意見	弊社の見解
3-9	④ 植物 土地又は工作物の存在および供用 ⑤ 動物同上 ⑥ 生態系同上 理由：これだけ広範囲の土地が太陽光発電設備となれば、影響が生じる可能性が小さいと考える方がおかしい。行き場を失った鹿が移動し農地に被害をもたらした事実もある。 また、太陽電池モジュールにより地面に屋根をかける形となり、ヒートアイランド現象が起こり、気温が上昇するという実験結果も報告されており、生態系への影響は避けられない。 （ネイチャー2016年10月13日公開 https://www.nature.com/articles/srep35070)	事業の計画にあたっては、できる限り沢などの水域を改変しないことで、当該地域に確認されている動物の生息環境を保全できる計画を検討いたします。 また、太陽電池モジュールにより地面に屋根をかける形になり、ヒートアイランド現象が起こることによる気温上昇や生態系への影響については最新の知見を収集し、影響評価に繋げるように努めます。
5-5	4. 生態系の破壊 自然環境はもちろん、人間以上に敏感な、動物たちの生息危機となる。具体的に、この地域に生息している動物（虫なども含め）たちの生き方を教えてください。居場所がなくなり人間の場所に降りてきて被害をもたらす（人間の勝手な意見）捕獲などされたら許せません。	太陽光発電事業は、稼働中に大きな音や煙を出す工作物ではありませんが、工事中に一時的に動物が工事箇所から逃げ出す可能性は考えられます。しかしながら、周辺には動物が生息可能な環境が広がっているため、民家の方にまで逃げ出すことはないと考えております。 事業計画にあたっては、動物への環境影響を低減するような計画を検討してまいります。
7-12	<ul style="list-style-type: none"> ・動物や植物の希少種を含む生態系の環境影響評価は、計画地の改変の程度だけでなく、対象種の生息・生育環境の変化という大きな視点で行われるべきと考えます。 	ご指摘のとおり、重要な動物及び植物の生態的特性や確認状況を踏まえながら予測、評価を行ってまいります。
7-14	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の調査は、どの範囲まで行うのか対象種の選定も含めて早期に住民に示すべきと考えます。 	動植物の調査内容は方法書に記載したとおりですが、

番号	意見	弊社の見解
		地元の方々への説明会等を実施し、皆様のご理解等を得るため尽力致します。
9-7	<p>動植物についても触れたい条項がありますが、本「意見書」提出期限が迫っている中では、これ以上記述を進めるゆとりがありません。</p> <p>わたしも、なんども草原となった大平牧場を散策していますが、ハコネサンショウウオも偶然に目にしましたし、貴重なヤエガワカンバ、ヤマナシなどの樹木、赤っぽいクリンソウなどにも目を楽しませてもらいました。本地区は自然のままに手をつけず、市民をはじめ、都会からの多くの観光客に自然に触れる機会とする場に活用する方を選択することが正解といえる場所です。</p> <p>御社の筆頭代表取締役の磯野謙氏のことば（「朝日新聞」2020年1月9日インタビューより）、「自身のお金もうけですか？うーん、9年前、自分の命を何に使うかと考えて、今の自分があります。目の前のお金より、きれいな地球がほしい。」いいですね、大変共感しました。この精神で、本事業計画の見直しをしましょう！勇気がいりますが、頑張ってください。</p>	計画地に貴重な動植物が生息、生育しているとのこと承知いたしました。事業計画にあたっては、動植物の知見を収集し、皆様のご意見を踏まえ、可能な限り影響を低減するように、環境保全措置を検討してまいります。
11-1	<p>意見1：環境影響評価の主題は工事後での長期にわたる自然や景観、更には生態系への影響であるべき：</p> <p>本方法書の環境影響評価の90%以上ともみられる工事での諸課題に関しての見解は、完成以後での長期にわたる環境影響評価から見れば、極めてマイナーな問題であり、パネル設置後での自然や景観、更には設置前での広範囲での生態系への想定される影響を評価すべきである。</p>	完成以後の影響の予測評価項目として、水象、植物、動物、生態系及び景観を選定しています。
13-2 (貴重種)	①計画する場所は御社の方法書にも記述されているように、貴重な動植物が生息している場所です。動植物の生命を守り、育て、人との共生を考え、貴重種の宝庫であるこの地での事業を中止していただきたい。	皆様のご意見を踏まえ、環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたく考えています。
16-27	<p>○162 ページ 生態系</p> <p>この地域に特有の生態系が維持されてきている場所です。気象、地形、地質、水象、動植物等、複雑に影響し合っている現在の環境と考えると、伐採、土地の改変、パネルの反射熱等、自然環境に多くの影響を与えると予測され、これに対応する施策は全く不十分です。工事を中止し生態系を守って下さい。</p>	生態系の影響予測については、慎重に行ってまいります。
21-10	<ul style="list-style-type: none"> 一旦造成すれば保水量の変動や輻射熱等で気候が変わり、二度と元の草地には戻らない。 外来種の種子散布では逆に地域特性への影響が起き最悪である。 本来の生態系を守るという姿勢が絶対的に欠けている。 	<p>造成による保水量の変化や輻射熱等については、最新の情報収集に努めます。</p> <p>また、種子散布については、現地に生育する種を用いるなど配慮することで、当該地域の生態系を守れるように努めます。</p>
21-32	<p>「生態系」</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域を特徴づける生態系への言及がない。 生態系の分布状況及び遷移状況についての現状把握の記載がない。 「方法書」には、現地が残された貴重なかつ特異な場所であり、生態系を保全するという姿勢が感じられない。 生態系の構造や機能を把握し、まとめた生態系として調査、評価する重要性が認識されていない。 もっと正確に地域特性を研究・把握した上で調査手法などが考えられるべきだが、方法書全体に一切そうした配慮がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 方法書63ページに生態系の概要を記載しておりますが、準備書において、現地調査結果も踏まえた地域の生態系の状況を掲載いたします。 ご指摘を踏まえ、準備書以降の図書において、調査手法等についての記載をよりわかりやすく丁寧にするよう努めてまいります。

番号	意見	弊社の見解
	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の森林伐採に伴う気候、動物への影響についての記載がない。 ・盛土、切土による哺乳動物、鳥類、昆虫類、水生類の移動の影響の調査を求める。 ・パネルによる太陽光の集中によって、他の植物への光合成の影響に関する記述がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価の影響評価項目としては森林伐採に伴う気候は一般的にはございませんが、最新の知見の収集に努めてまいります。 ・盛土、切土による影響については、「敷地の存在(土地の改変)」で予測評価を行ってまいります。 ・太陽光の集中による植物への光合成の影響については、環境影響評価の項目にはございませんが、最新の知見の収集に努めてまいります。
24-4 (貴重種)	<p>・この計画地には、ハコネサンショウウオやヤマト岩魚ヤマトなどの動物、アツモリソウやクリンソウなどの植物、ヤエガワカンバなどの樹木があります。更に、近隣の谷川筋で絶滅危惧種Ⅱ類に指定されているミゾゴイも確認されています。このような豊かな自然環境が事業により破壊されることを大変危惧いたします。上記のような動植物以外にもさまざまな動植物が生息していると思われまます。それら動植物の調査は詳しく綿密に、そしてどのような影響が出るかについて具体的に行ってください。</p>	<p>計画地に貴重な動植物が生息、生育しているとのこと承知いたしました。事業計画にあたっては、動植物への影響をできるだけ回避、低減できるように慎重に検討してまいります。</p>

方法書 第5章 環境影響評価の手法について（景観・風景及び人と自然との触れ合いの活動の場）

番号	意見	弊社の見解
4-1	<p>山紫水明と呼ばれる北杜市で、すでにできているソーラーパネルもそうですが、著しく景観も損ねるばかりではなく、大自然が破壊されいます。もはや自然電力ではありません。目先しか考えない電力事業を進めることに反対します。理由は先に送ったNo.5の意見書の内容と同じでありますため、ご査収ください。</p>	<p>地域の皆様が重要と思われる景観等を損なわないよう、環境影響評価の手続きを適切に進めて参りたいと考えております。</p>
8-7	<p>4) 景観について 横尾山・瑞牆山からの景観シュミレーションを示すよう求める。多くの登山者が訪れる両山からの眺望が、パネルを見下ろすようになってしまう。興ざめであり北杜市の資源としての価値の低下になる。パネルの海を見せることには絶対に反対である。</p>	<p>方法書の P.164 に記載したとおり、横尾山及び瑞牆山からの景観シミュレーションを実施する計画としています。</p>
9-6	<p>わたしは横尾山に何度も登山した経験がありますが（最近では、昨年1月、積雪期の登山でした）、カヤトノハラの開けたポイントから眺める大平牧場跡地は周囲の森林と相まって美しい自然景観を形成しています。もしここに7万枚を超えるパネルが25ヘクタールの敷地に敷き詰められる光景が現出するとなれば、興ざめとなる印象しか与えない眺めになってしまう。自然を大切にすると謳う御社「自然電力」の理念とも離反する事業となるのではないのでしょうか。</p>	<p>景観についても、環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたいと考えています。</p>
21-33	<p><景観・風景> ・景観・風景は地域住民の意識形成と大きく関わっているため、変化に対する影響を住民にアンケートを取り調査すべき。 ・眺望点についても2地点では少なすぎる。住民に聞き取るべき。 ・調査期間が好天の1日では少なすぎる。四季によって見え方が違うので四季にすべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観に関する環境保全措置は、「北杜市景観計画」及び「景観まちづくり市民提言」を踏まえ検討してまいります。 ・眺望点については、北杜市との協議結果と、弊社が事前に現地踏査を行い、対象事業実施区域周辺の主要眺望

番号	意見	弊社の見解
	<p>・横尾山、瑞牆山から見たパネルのフォトモンタージュが示されていない。</p>	<p>点を確認し、対象事業実施区域が視認できる地点として、横尾山と瑞牆山を選定しました。なお、調査結果の詳細は、準備書でお示しします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の葉っぱの有無で見え方（景観）が大きく変わることから、展葉期と落葉期の2期において調査を行うことを検討します。 ・横尾山、瑞牆山から見たパネルのフォトモンタージュについては、準備書にてお示しします。
26-6	<p>4) <環境影響評価の手法>(方法書本編 164page)景観・風景：横尾山、瑞牆山からの景観・風景の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地北側(横尾山)からの景観・風景調査は間近にあるため当然であるが、逆に、大平牧場から瑞牆山望めることから、瑞牆山から大平ファームを見た景観・風景シミュレーション調査も必須と思う。 	<p>P166 に記載したとおり、瑞牆山から大平ファームを見た景観・風景シミュレーション調査も計画しています。</p>
3-10	<p>⑦ 人と自然のふれあいの活動の場 土地又は工作物の存在および供用 理由：影響は甚大である。</p>	<p>ご指摘の項目については、景観の項目において、予測評価を実施します。</p>
16-20	<p>○125 ページ 人と自然とのふれあいの活動の場 対象事業実施区域に主要な人と自然とのふれあい活動の場がするが、影響は小さいと考えられることから選定しないとあるが、横尾山をはじめ、特有の景観を持つ計画地は、市民に親しまれている場所です。また入口近くには、別荘もあり、自然学園高校もあります。甲武信エコパークの移行地域として人と自然とのふれあいができる場所をうばう理由が説明されていません。即、中止すべきです。</p>	<p>人と自然とのふれあいの活動の場については、「工事の実施」を対象に予測評価を行います。「土地又は工作物の存在及び供用」については、景観の項目において、予測評価を実施します。</p> <p>甲武信ユネスコエコパーク（の移行地域）と本事業の関係については、ユネスコエコパークで定められた「移行地域」が満たすべき「緩衝地域を支援する機能」として定義されている「自然の保全・持続可能な利活用への理解の増進」に、北杜市の良好な日照時間や山間部の遊休地等といった地域資源を生かした本事業があてはまるものと考えます。</p> <p>また、環境影響評価の手続きを適切に実施し、北杜市の関連条例に基づく計画とすることで、「自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組を推進していること」を満たすことになると考えます。</p>
21-34	<p>「人と自然との触れ合いの活動の場」 ・計画地は甲武信エコパークの移行地域に指定されています。パネル設置工事してもなお移行地域としての目的を達成しているか示してください。</p>	<p>ユネスコエコパークで定められた「移行地域」が満たすべき「緩衝地域を支援する機能」として定義されている「自然の保全・持続可能な利活用への理解の増進」に、北杜市の良好な日照時間や山間部の遊休地等といった地</p>

番号	意見	弊社の見解
		域資源を生かした本事業があてはまるものと考えます。 また、環境影響評価の手続きを適切に実施し、北杜市の関連条例に基づく計画とすることで、「自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組を推進していること」を満たすことになると考えます。

方法書 第5章 環境影響評価の手法について（廃棄物、二酸化炭素、光・熱）

番号	意見	弊社の見解
16-9 (廃棄物)	○13 ページ 10)その他 事業を撤退する場合“ガイドラインに沿って適切な発電設備のリサイクル処分等を行うとあるが、何処に、どのような方法でリサイクルするのか書かれていない。日本では、まだ難しい分野であり確実性がありません。	事業撤退時の発電設備のリサイクル処分については、事業撤退時の関係法規及び山梨県の条例を遵守し適切に対応します。
3-2 (二酸化炭素)	2) 事業計画について ①地球温暖化に最も有益な森林伐採の問題 目的として、「地球温暖化対策への貢献」のために「未使用・未活用の遊休地の利用」とあるが、それは、使われていない屋根上や企業誘致に失敗した工業団地などの場合に言えることである。貴社は、森林・緑地の価値というものを全く軽視しているが、CO ₂ を吸収する森林を伐採して地球温暖化対策とは本末転倒も甚だしい。森林は、CO ₂ の吸収源であるのみならず、水源のかん養、災害の防止、土壌保全、生物多様性、冷涼な環境の維持など、人類を含め全ての生命にとって欠くことのできないものである。IPCCもCO ₂ 削減のために森林保全は強く求めている。貴社は自らに都合のよく「地球温暖化対策」という言葉を利用しているに過ぎない。 太陽光発電設備は、発電をしている時にはCO ₂ は発生しないが、設備の製造から廃棄までの全過程を見ればCO ₂ は排出する。このことは環境省のホームページにも明示されている。	環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたいと考えています。
16-6 (二酸化炭素)	○8 ページの図 土地利用計画図（案） 切土、盛土の割合が書かれていない。13 ページに 8,003 トンのCO ₂ 削減とあるが、伐採樹木で失われるCO ₂ 削減量は（送電線埋設の部分も含め）が計算されていない。また、切土、盛土の断面図もない。	CO ₂ 削減量については、既存資料等から推定し、準備書に記載します。
21-12 (二酸化炭素)	「8003トンのCO ₂ 削減」について ・その根拠が不明。逆に現地の樹木伐採によって今まで樹木が吸収していたCO ₂ のデータを出してください。	平成28年太陽光発電協会の算出データに基づき数値を作成しております。伐採対象となる樹木が吸収していたCO ₂ については、準備書にて推定値を示します。
3-8 (光・熱)	⑧ 光害 土地又は工作物の存在および供用 理由：住宅からは離れているがあまりに広大な面積であり、国立公園に隣接した観光地でもあり、遠距離から見た眺望への影響も調査すべき。	発電効率を高める目的もあり、反射率の小さい太陽光パネルを用いる計画としているので光害の影響は小さいと考えられるため、環境影響評価項目に選定しません。
8-4	環境影響評価について 1) 大気環境の調査について	輻射熱による影響（上昇気流や鳥類に与える影響）につ

番号	意見	弊社の見解
(光・熱)	<p>工事車両の通行ルート沿いのみだが、70,000枚超のパネルが発する輻射熱による大気の変化予測も調査されるべきである。上昇気流の発生は必定、鳥類に与える影響も含めた調査を行うべきである。</p>	<p>いては、最新の知見を収集し、影響評価に繋げるように努めます。</p>
11-2 (光・熱)	<p>意見2：パネル設置後でのパネル近辺における局所的ヒートアイランド現象に関しての想定評価をすべき：</p> <p>1) 最近では太陽光発電パネルの表面からの反射光の影響等で、設置上部のみならず下部空間での温度上昇を指摘する研究が公開されつつある（一例として、Greg A. Barron-Gafford, et al.: Nature, Scientific Reports, 13 Oct., 2016）。 それによれば、太陽光線が通常 of 自然環境 (A) とパネル設置場所 (B) を照射した場合、草木などが橙色で示す熱貯蔵に加え、空色で示す大気中への水分の発散、赤色で示す放出熱などに変化が生じ、パネル近辺での温度上昇 (局所的なヒートアイランド) が生じるとしている (下図参照)。</p> <p>しかもパネル面での反射による放射熱や、パネル設置下面を雑草防止のためにシート等で被覆するため、そこには反射熱などが滞留することによって、総合的に見ればパネル近辺の温度が局所的に上昇するヒートアイランドになるという。</p> <p>2) これを実証するために、不幸にして自宅周囲をパネルで囲まれたW氏が自ら4ヵ所に百葉箱に入った温度計を設置して自動計測した結果を上図に示している。自宅二階の上部、二階のベランダ、パネル近辺および自宅裏側の温度を比較した結果、明らかに二階上部の温度変化が大きいことがわかる。公的な機関が測定したデータではないが、これだけの温度変化が明らかになったことは局所的なヒートアイランド現象の出現を示唆しているとみなされる。</p> <p>3) 貴社としては、既にメガ規模の施設を保有していると想定されるので、自らが上記のような局所的ヒートアイランド現象の実測を実施し、その結果に基づいて今後のメガ施設の設置の在り方を検討すべきではなかろうか。本来ならば、公的研究機関が実施すべきかもしれない極めて重要な課題である。</p> <p>4) 実測データはないものの、北杜市の下黒沢の中規模施設に隣接する居宅では、夏場にクーラーを設置せざるを得ない状況になったというし、現に実測したW宅でも同様である。</p> <p>5) 局所的ヒートアイランドのみならず、パネルからの反射光が近辺の環境に与える影響にも配慮すべきであり、現に北杜市小淵沢篠原のコーワのメガ施設では争点となっている。</p>	<p>No.8にも記載しましたように、パネルが発する輻射熱 (ヒートアイランド現象) についても、最新の知見を収集し、影響評価に繋げるように努めます。</p>
26-7 (光・熱)	<p>5) <地域の自然状況> (方法書本編 24page) ・大平ファーム内のパネル集中による温熱効果と反射熱が、南西風に乗って環境気温の変化上昇の可能性が、大平ファーム内だけでなく周辺 (特に横尾山周辺) 生態系に与える影響の予測をする必要がある。十分配慮すべきである。</p>	<p>パネル集中による温熱効果と反射熱の影響については最新の知見を収集し、影響評価に繋げるように努めます。</p>

方法書 第5章 環境影響評価の手法について（土砂災害）

番号	意見	弊社の見解
3-3	<p>②森林伐採による保水力の低下、土砂災害の危険 特に、本事業の計画地は標高1430mから1600mの高所であり、傾斜地である。現在は牧草地があるものの、牧草地と森林が交互に存在し、森林が程よく残されているために、保水力を保ち土砂の流出を防いでいる。</p> <p>しかし、土地利用計画図によれば周囲に狭い残地森林と造成森林を残すのみで、森林の大部分が失われ、太陽光パネルで地表が覆われることになる。森があれば樹冠によって、雨水が留められた後にゆっくりと地表に落ちて、敷地全体に浸透する。しかし、太陽光パネルが設置されれば、地表は緑地のまま残したとしてもその大部分はパネルに覆われ、雨水は留まることなくパネルの上を流れ、アレイの間にまとまって落ちることにより勢いを増す。これまでのゆっくりとした地下浸透を大きく減らし、著しく増加した地表水として沈砂池に溜まることになる。もしも沈砂池が受け止められないほどの豪雨に見舞われた場合には、ダムの放流と同じことが起こり、下流域の被害はさらに大きくなる。北杜市を襲い甚大な被害をもたらした昭和34年の大雨140-200mmの雨量は、近年では毎年のように全国どこでも発生している。過去のデータを元に雨量を予測することが意味をなさない現在、このような標高の高い山で大規模森林伐採を行って太陽光パネルを設置することは、下流域に暮らす住民の人命を軽視し、財産を奪う災害被害を増大させる愚行に他ならない。</p>	<p>雨水排水に関しては、行政が定める規準に基づいた排水計算、排水設計を行って、適切な規模の排水施設を設置します。</p> <p>また、造成地の緑化、涵養源となる林地等の保全に努め、水量や水質の維持を図ります。</p>
3-7	<p>⑨ 地形・地質土地の安定性 工事の実施、土地又は工作物の存在および供用理由：大規模森林伐採と造成により、土地の安定性は大幅に崩れ、土砂災害の危険は著しく増大するため。</p>	<p>ボーリング調査結果、盛り土部分の安全率（最小安全率）の計算結果等について、事業計画部分に記載します。そのため、環境影響評価項目に選定しません。</p>
8-2	<p>2) 事業予定地は起伏のある土地でありパネル敷設のために造成が予定されている。以前、牧場にするために造成した際、多量の土砂流失が起きている。沈砂池だけでは土砂災害を防げるとは思われずない。集落のうえの急斜面を造成することにより災害の起きる可能性を否定できない。</p>	<p>土砂災害の対策としては、行政が定める規準に基づいた施工を実施します。</p> <p>また、造成地の緑化、涵養源となる林地等の保全に努め、水量や水質の維持を図ります。</p>
9-4	<p><雨水排水>（p11）では、最近、北杜市のとなり、長野県富士見町に設置工事中（メガソーラー）の現場を見学してきましたが、いくつか問題が浮上していることが確認できました。そのひとつに、パネル設置敷地の周囲にめぐらせた雨水集水U字溝が調整池の下で一本化して涸れ沢につなげ、自然放流する仕掛けとなっています。これが逆に、過去の大雨では3日後に涸れ沢に水流が現れたものが、当該設備が設置されてからは、半日後に水が流れるようになってきた、と地元の住民から説明を受けました。排水設備が必ずしも近隣住民にとって防災対策となるのか疑問を投げかける事実が明らかとなっています。30年確率の降水量基準では、安全の担保にならないという気候変動の現実に向ける必要があります。上の富士見町のメガソーラー（中学林地区）下流地区の集落では、昨年10月の台風19号では、土石流が発生しましたが、偶然の幸いで、集落の上部にある砂防ダムで土石流がかるうじてストップしたことも聴かされ、100年前の9名が亡くなった災害が思い起こされたという古老の話もリアルな歴史として受け止めました。</p>	<p>雨水排水に関しては、行政が定める規準に基づいた排水計算、排水設計を行って、適切な規模の排水施設を設置します。</p> <p>また、造成地の緑化、涵養源となる林地等の保全に努め、水量や水質の維持を図ります。</p>

番号	意見	弊社の見解
13-3	②この事業による、周辺住民への、自然災害、土砂崩れ、生活用水などの悪影響が出ることを懸念しております。この対策が取れないのであれば、中止していただきたい。	皆様のご意見を踏まえ、環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたくて考えています。
15-2	3. (仮称) 大平ファーム太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書「公開版」の内容について意見を申し上げます。 (1)P12,防災計画の項 35.8ha に及ぶ広大な牧草地を剥いで、宅地化することにより想定されることは、昨年の台風 19 号による黒森地区並びに和田地区その下流御門地区の河川の荒廃は、人家・人命に直結しかねない自然の猛威に慄いた。 最近のゲリラ豪雨に見られるように、予想をはるかに超える大きな災害が日本列島を襲っている。したがって想定外のことが発生しやすい環境下であり、あらゆることを想定してもしきれない自然の猛威が襲ってくることを認識すべきだ。共用時に緑化を懸念し相当種子の散布により対応するようであるが、大半を剥いでしまい再生は難しいのではないかと思考する。 私見では、当地の地層は堆積岩で、須玉町小倉から川上村原に通じる地層は、いわゆる小仏層で（東京と神奈川県に跨る小仏峠）と同じ年代の約 1 億 2 千万前の白亜紀に出来たものと言われ、海底から隆起したもので地層は薄い。	土砂災害の対策としては、行政が定める規準に基づいた施工を実施します。 また、災害が起こるような事例への対応は別途自治体の関係部署と協議してまいります。
16-4	○2 ページ (2)計画地の選定理由 下段の所 “本条例（北杜市太陽光発電設備と自然環境の調和に関する条例）の「特定地域」に該当しないことを確認している”と書いてありますが、この牧場跡から流れる沢水は、塩川ダムに集まり、北杜市や韮崎市の大事な生活用水です。台風などにより、改変された斜面からの濁流は、水質汚染、土砂災害の危険が増します。この計画は、貴重な動植物、貴重な生態系を破壊するだけでなく、市民に親しまれている横尾山からすぐ下に大量のパネルが見えてしまうことは、大切な景観を損ない、パネルからの熱射により大きな気象変動を起こします。この地域は「自然環境及び景観並びに生活環境との調和」が特に必要な場所です。即刻事業を中止して下さい。	塩川ダムの集水域面積に占める改変区域面積の割合は極めて小さいほか、工事中には濁水を沈砂池で水の濁りを低減してから河川に排出する予定です。 供用中は適切な巡回や遠隔メンテナンスを実施致します。発電以上が検知された場合は、即座に状況を確認し、適切な処置を講じる計画となっております。 景観については、横尾山を予測評価地点に設定しています。 また、輻射熱等については、最新の情報収集に努めます。
21-9	「防災計画」 ・最近の度重なる豪雨・台風により沈砂池は役に立たず、一挙に川に大量の土砂が流入する危険性がある。「鴨川メガソーラ」を見よ！隣の同様の草地に作られた太陽光パネルによって、一挙に大量の水が下流を下り、地域住民が避難するまでになった。沈砂池で土砂災害が防げるとは思えないので、「沈砂池」で災害が防げる十分な証明、および地域住民への十分な説明も必要。	雨水排水に関しては、行政が定める規準に基づいた排水計算、排水設計を行って、適切な規模の排水施設を設置します。 また、造成地の緑化、涵養源となる林地等の保全に努め、水量や水質の維持を図ります。

方法書 その他

番号	意見	弊社の見解
1-1	私は一年前に、横浜から北杜市に移住して来ました。北杜市の景観、空気、水の素晴さに日々感動しています。この大自然の恩恵に恵まれた環境を絶対に壊してはいけません。ソーラーパネルは、そのすべてを破壊します。絶対に反対です！	地域の皆様が重要と思われる景観等を損なわないよう、環境影響評価の手続きを適切に進めて参りたいと考えております。

番号	意見	弊社の見解
2-1	<p>私は大泉町に住む住民の一人です。</p> <p>昨日、ころぼっくる会議が主催する勉強会に参加しました。</p> <p>住民代表の方から現在までの詳しい経緯をはじめて知り、他人事ではないと感じました。というのも近々、大泉でも Loop 社による住民説明会が開かれるからです。</p> <p>昨日の話を聞いて共通する課題が見えてきました。</p>	<p>説明会等を開催し、皆様のご理解を頂けるよう尽力いたします。</p>
2-3	<p>2.ここ大泉でも Loop 社によるメガソーラーが計画されています。2月22日に予定されていた住民説明会は延期となりました。一回目の説明会は住民の多くが意見を述べましたがすべて反対でした。大平と同じように自然に手を加え設備を設置しようとすることに心配しています。今後も住民の考えは変わることはないでしょう。</p>	<p>環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたいと考えています。</p>
5-1	<p>この度、以下の様々な理由により、この美しい北杜市の広大な大平牧場跡地をソーラーパネルだらけにすることを強く反対いたします。</p>	<p>環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたいと考えています。</p>
5-9	<p>最後に、人間の勝手な都合で、私たちが恩恵を受けている森や自然界を壊してはならないと思われまます。</p> <p>自然界からの大きなしっぺ返しがきます。</p> <p>また、このような様々な方々からの意見書の内容は、すべて明記して私達にお知らせくださいますようお願い申し上げます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたいと考えています。</p>
7-9	<p>・北杜市は、ご案内のように自然環境の保全と維持活用をまちづくりの基幹と位置付けています。その中にも特になりに水の豊かさは地域の暮らしを支えたとともに住民の誇りともなっています。したがって水資源に影響を与える開発に関しては、慎重な対応が求められた歴史があります。</p> <p>ところで、事業者は事業の目的として「未利用・未活用の遊休地の再生による自治体・地域への経済的効果、安定税収／土地賃料及び地域産業活性化への貢献」をうたっていますが、地域に暮らす住民の生活環境への影響という一番大切にしなければならない点への配慮が欠落しています。また、社会貢献を理念に掲げる企業としての姿勢と、現実の対応に乖離が生じており、経済的メリットのみを優先する企業であると指摘せざるを得ません。</p> <p>これまでに、自然環境保全や活用について費やしてきた北杜市民の地道な努力や、北杜市の先人が積み重ねてきた地域の歴史を踏まえて、これらを大切にす事業者であって欲しいです。</p>	<p>環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたいと考えています。</p>
8-9	<p>最後に「青い地球を未来につなぐ」の言葉を「緑の地球を未来につなぐ」にしませんか？</p> <p>自然エネルギーを否定するものではありませんが、自然環境破壊につながる太陽光発電には反対せざるを得ません。狭い日本の国土を回復不能にしないでいただきたいと切に願います。</p>	<p>皆様のご意見を踏まえ、環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたいと考えています。</p>
9-2	<p>2) 第一章 事業の概要</p> <p>大平牧場跡地は地権者の高齢のため、本土地の維持管理が困難となった、との認識が書かれていますが、実際は、放任状態であり、季節によりわらび採り、野ぶどう狩りなどで利用する場所になっていました。現在の景観として美しい高原風景は、文字通り、“天然もの”です。それだけに、これからも手をつけずに自然を愛でる北杜市でも貴重なスポットとして残すべき土地だと考えます。御社の理念からしても、ここは緑の地球を形成する場所として残し守るべき土地ではないですか。</p> <p><事業の意義>では、本事業により二酸化炭素削減量が8,003トンと見込まれる、と記述されています。しかし、林</p>	<p>環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたいと考えています。</p> <p>送電線地下埋設に関して、長野県の環境影響評価の手続きに該当しないことを確認しております。また、送電線の敷設を想定している道路等の占用許可については、川上村との協議を予定しています。</p>

番号	意見	弊社の見解
	<p>野庁の資料を根拠にすれば（適切に手入れされている 36～40 年生のスギ人工林は 1 ヘクタール当たり約 302 トンの二酸化炭素を蓄える）もし森林を伐採して太陽光での発電をするなら、差し引きほぼゼロとなる計算にもなります。日本のような平地が少なく、山間地にパネルの敷設をしなければ、原発などの代替エネルギーとして賄えない以上、原発一基分 100 万 kw に相当する太陽光パネルを設置するのに必要な土地は、山手線内一円をパネルで埋めつくさなければならぬとの指摘もあります。つまり、日本の地形や気候風土から、太陽光発電は適切ではないという結論が導き出されます。</p> <p>送電線ルート案が 3 つ提出されています。環境アセスではこれらのルート上のアセスが除外されていますが、森林伐採や掘削などもある工事であり、きちんとした環境アセスを行う必要があると考えます。現段階ではどのルートを採用するか「関係部署と協議のうえ決定」とありますが、わたしの知り得た情報では、川上村の説明によれば、畑地帯灌漑整備事業の配水管があって工事は無理との見解を示しているとのこと。地権者の同意といい、送電線の計画といい、“暴走”していませんか？</p>	
13-1	<p>自然と山々の景観を求め転居してきた私たち（夫婦）には、北杜市近郊の自然豊かな山は、年を重ね八ヶ岳こそ無理になってきましたが、健康維持にも格好の場所だと思っております。特に横尾山は大好きな山です。</p> <p>この自然豊かな草原に、自然に合わない無機質な太陽光はいらないと思っております。以下、3 点から工事の中止を意見として提出いたします。</p>	<p>地域の皆様が重要と思われる景観等を損なわないよう、環境影響評価の手続きを適切に進めて参りたいと考えております。</p>
15-1	<p>1.経歴など ※個人情報ですので記載しません。</p> <p>2.意見 (1)はじめに 私は、現在 80 歳でこの地に生を受けそのほとんどの期間をこの増富で過ごしてきた。人口等は著しく減少しているが、変わらぬものは自然である。増富が、須玉町に編入合併したのが昭和 34 年で、その時の人口は 2,639 人であり、現在は凡そ 390 人で、この 60 年間で約 2,200 余名も減少したことになる。</p> <p>(2)推測する原因 主な要因としては、多くは農業と林業で、米作は何年かの間隔で襲ってくる冷害に悩まされ、薪炭製造も昭和 35 年ころより LP ガスが普及し始め、薪炭の需要は次第になくなるようになったので林業も衰退してきた。肝心の若者の働く場所もなく、長男と云い二男と云い、ましてや女性は職を都会に活路を求め増富から他出した。各年代で増富中学校を毎年 70 名前後卒業したが、この地に残っているものはその 10%以下の状況である。</p> <p>(3)現状 最近、増富の自然との共生を求め、農業を目指す若い移住者も何人かいるが、人口増加への劇的変化は生まれてきていない。</p> <p>こうした環境下にあつて、私は増富の活性化に努めてきたつもりであり、事業者が計画した活性化事業に行動で協力し、農林業や観光の振興にいささかの努力をして来たつもりである。</p> <p>私の感じているこの増富は、自然へ手を加えずこのまま残っており、この現状のまま、未来を託す若者にこの自然の良さを渡すことが我々増富在住者の使命であり、私にとってもこの自然を守ることが残りの人生に於いて最大の責務であると考えている。</p>	<p>皆様のご意見を踏まえ、環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたく考えています。</p>

番号	意見	弊社の見解
16-1	<p>○本編 1 ページ (1)目的の詳細 “北杜市はエネルギー産業との・・・再生可能エネルギー導入を進めてきた「先進地域」である”と書いてあるが、現状は北杜市は「環境破壊先進地域」です。パネルの乱立で自然環境、住民の生活環境が各地で破壊されています。そのことは、2017年に市が立ち上げた「太陽光等再生可能エネルギー発電設備の設置に関する検討委員会」での1年間の論議で証明されています。自然電力株式会社からも、委員として参加しているので承知のはずです。何が「先進地域」ですか。撤回して下さい。</p>	<p>方法書内での表現に関して、表現方法等を考慮し、準備書等で反映できるように検討致します。</p>
16-2	<p>○2 ページ (2)計画地の選定理由 “事業計画地は、もともと大平牧場として…「現状は荒地に近い」状態となっている」と書いてあるが、荒地とはともありません。貴重な草原できれいな沢が流れ適度に樹木があり、2月10日のアセス審議会で審議委員が指摘したように「特有な環境に定着した場所」です。沢ぞい（説明会や審議会では、3つの沢があり、1つは涸れ沢と言っていました但实际上は3つとも水が流れています）には絶滅危惧種Ⅱ類のクリソウやサイハイランのきれいな花が咲き、入り口近くには準絶滅危惧種のアオナシ、西側の林には、カモメラン（絶滅危惧種Ⅱ類）が確認されています。 また沢には、イワナ、ヤマメが生息し（放流ものでない天然物）、ハコネサンショウウオも生息しています。ハコネサンショウウオは幼体のえら呼吸から成体になっても肺呼吸ではなく皮膚呼吸をする珍しいサンショウウオで、和歌山、京都、では絶滅危惧種Ⅰ類、静岡、広島、高知、徳島、愛媛、山口、愛知、鳥取、茨城では絶滅危惧種Ⅱ類、岡山、神奈川では準絶滅危惧種になっています。その生態から、幼体はきれいな沢、成体は豊かな森林が必要とされ、自然電力株式会社が計画している土地の改変の切土・盛土、沢は暗渠などというのはこれらの貴重な動植物を根こそぎ絶滅させるものです。また、この周辺の地域にだけ植生しているヤエガワカンバが大平牧場跡地にあります。山梨県は準絶滅危惧種にしていますが、長野、栃木、北海道では絶滅危惧種Ⅰ類です。ウィキペディアで検索すると絶滅危惧種となっています。計画地では、根こそぎ伐採され切土される場所です。 自然電力株式会社は、こういう貴重種やそれを守っている豊かな生態系をどう思っているのでしょうか。即刻、事業を中止すべきです。</p>	<p>計画地に貴重な動植物が生息、生育しているとのこと承知いたしました。事業計画にあたっては、動植物への影響をできるだけ回避、低減できるように慎重に検討してまいります。</p>
16-5	<p>○3 ページ 1)計画の概要 図4 ページ、図7 ページ、文6 ページの所 送電線の案で、説明会や審議会での説明は、長野県の県境を越え、埋設すると言っていますが、山梨県の県有林及び保安林の利用許可はもちろん、民有林がある場合はその承諾が必要であり、どんなに伐採を最小限にすることも、掘削や埋設は大工事であり、横尾山周辺や登山道等への影響は計り知れません。環境破壊の何物でもありません。事業自体を中止して下さい。</p>	<p>北杜市との県有林の使用許可に係る協議において、工事方法についても確認します。また、皆様のご意見を踏まえ、環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたいと考えています。</p>
17-1	<p>先祖が残してくれた大平の土地 自然がいっぱいの大平の土地 現状のまま後代に残したい 先行のわからない問題を子子孫孫に残してはいけません。 残したくない。 大平に太陽光発電事業は反対です。</p>	<p>皆様のご意見を踏まえ、環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたいと考えています。</p>

番号	意見	弊社の見解
18-1	<p>本編1ページについて 「北杜市はエネルギー産業……先進地域である」と書かれています。現状の北杜市は「環境破壊先進地域」です。パネルの乱立で自然破壊、住民の生活環境が各地で破壊されています。何処を見て「先進地域」と言えるのか？是非とも撤回すべき項目です。</p> <p>過日、御社が企画された説明会に参加しました。北杜市の景観を是非とも守りたい想いで参加しました。この説明会で感じました事は、御社が説明する内容に住民からは「納得が出来ない」旨の声が多くありました。反対の声が何人もの方々から上がっているにも拘らず御社は問題点を解決し十分な説明もなく前にすすめようとされているかに見受けられました。山梨百名山の一つであり横尾山の南側山腹に広がる雄大な草原にピカピカの太陽光パネルは相応しくありません。動植物の生態に与えるダメージは計り知れません。昨年、一昨年も暴風雨災害を体験しましたが今後、どのような災害が起こるか想定出来ない時代になっています。土砂災害の危険性が高まるのは必死です。どうぞ今一度、当計画を断念して頂きたく意見を述べます。</p>	<p>方法書内での表現に関して、表現方法等を検討致します。</p> <p>また、皆様のご意見を踏まえ、環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたく考えています。土砂災害の対策としては、行政が定める規準に基づいた施工を実施します。また、造成地の緑化、涵養源となる林地等の保全に努め、水量や水質の維持を図ります。</p>
20-2	<p><事業の意義> ・ここでは日本のエネルギー事情の不安定さを理由に、太陽光発電の普及拡大の重要性を述べています。日本政府の長期エネルギー戦略にも太陽光エネルギーの利用は（原子力発電と並んで）大きく位置付けられているとはいえ、この戦略に誤りがあるとすれば、この事業の意義は果たしてこれでいいのでしょうか？</p> <p>石油の非産出国という条件もあり、その上に近年の脱炭素の流れから脱化石燃料を目指したエネルギー戦略は一見正しいように見えます。しかし冷静に考えてください。まず太陽光発電システムが石油によって支えられた工業生産品で成り立っているのですから、当然ながら単独には自己再生が出来ないのです。パネルや架台の製造、そして土地の造成などの工事にも多大な石油が使われるのですから、まずは石油の浪費であり、石油の節約になる可能性はほとんどないのではないかと思います。そうでないとなれば、その根拠を示してください。</p>	<p>CO₂を含む温室効果ガス（GHG）排出削減のため、2016年に発効した「パリ協定」では、主要排出国を含むすべての国が、自国のGHG削減・抑制目標を策定することとなっています。</p> <p>日本では、2030年度のGHGの排出を2013年度の水準から26%削減することを目標としています（経済産業省エネルギー庁 HP 参照）。</p> <p>弊社としては、再生可能エネルギーの導入に取り組むことで、GHG排出削減に寄与すると考えます。</p>
20-3	<p>・太陽光や風力という自然エネルギーによる発電システムの建設と自然環境との矛盾も大きな問題です。太陽のエネルギーは地球を人間ばかりか様々な生命が、微妙なバランスによって奇跡的に存在できる環境を作り出している張本人ですから、エネルギー密度は低くて当然です。そのエネルギーを使って人類が消費するエネルギーの大部分を担う石油の代替させようということは、今の地球の環境破壊をさらに悪化させ、生命の星であり続けるためにはまず不可能なことです。ですから御社が説明会で述べている「100%自然エネルギーの世界を」というのはありえないことであり、こうした事業の意義には各地で大きな疑問が投げかけられつつあります。</p>	<p>2017年の日本のエネルギー自給率は9.6%で、石油・石炭・LNG(液化天然ガス)などの海外輸入からの化石燃料に大きく依存しています（経済産業省エネルギー庁 HP 参照）。</p> <p>弊社としては、自国のエネルギー自給率の増加のために、再生可能エネルギーの果たす役割が大きいと認識しております。</p>
21-1	<p>【第1章 事業計画】 ・「環境負荷が少ない再生エネルギー」の具体的な根拠は何か？ 太陽光パネルの材料で日本で調達できるものはあるのか？ ・「未使用。未活用の遊休地の再生による自治体・地域への経済的効果、安定税収／土地賃料及び地域活性化への貢献」。なぜ土地を改変し、パネル設置が遊休地の再生になる</p>	<p>・CO₂を含む、温室効果ガス（GHG）排出削減のため、2016年に発効した「パリ協定」では、主要排出国を含むすべての国が、自国のGHG削減・抑制目標を策定することとなっています。</p>

番号	意見	弊社の見解
	<p>のか、その他具体的なデータや根拠を示すことのない記述は不適切である。</p>	<p>日本では、2030年度のGHGの排出を2013年度の水準から26%削減することを目標としています(経済産業省エネルギー庁HP参照)。</p> <p>弊社としては、再生可能エネルギーの導入に取り組むことで、GHG排出削減に寄与すると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に示すような経済的効果が生まれると考えております。 1. 各地権者様への地代支払い 2. 地元への還元(弊社では、売電収益の一部を地元地区へ還元する事業を行っております) 3. 太陽光発電施設に対する固定資産税の税収
21-35	<p>今回「大平ファーム」に関して提示された「方法書」は杜撰かつ不十分なものであり、これを基にして行われた「先行調査」も論外としか言いようがないものである。</p> <p>対外的にかつ大々的に「カネより地球が大事」とアピールしている社長の会社でありながら、この方法書には、「草木、動物、ひと、あらゆる生きものが地球から命を与えられ、生かされている」という理念のひとかけらも感じることができない。電気で動物も植物も生きてはいけないのである。そもそも地権者の合意を得ていない事業でありながら、アセス手続きを進めることは許されず、即刻事業の中止をするべきである。</p>	<p>方法書審査において受ける指摘事項については、追加調査あるいは新たに調査を実施する等必要に応じて適切に対応し、準備書に反映します。</p>
22-1	<p>わたしは、以下の経緯から当事業に強い危機感を持ちました。</p> <p>貴社の英断による撤退を望みます。</p> <p>1) 地元の和田地区の女性3人が、2017年「ふるさとの自然が壊される」と悲鳴に近い声を挙げたことで、当事業を知ることになりました。以来この問題を考えるグループも作られ、太陽光パネルがもたらす功罪についてもたびたび学習する機会を得てきました。</p> <p>2) 自然豊かな北杜市に太陽光パネルが乱立しつつあり、市による規制もほとんどなされていません。健康被害、台風、大雨による自然災害がきっかけとなって環境汚染も誘発し太陽光パネル(ことに住宅地付近やメガソーラー)が引き起こすマイナス面が顕著になっています。</p> <p>3) 1月28日行われた説明会からも地権者が強く反対する場面があり、地権者の意見や思いをどの程度尊重したのかはなはだ疑問を感じています。一人でも反対の地権者がいると事業はできないはずですが、その方法が着々と進められていることに強い違和感と不信感を覚えています。</p> <p>4) 大平牧場をこの目で観たいと数回訪れ、その豊かさに感動しました。ワラビや山ブドウの宝庫であるばかりでなく、稀少動植物の生殖地であることも知ることとなりました。</p> <p>5) この地は地元の人々ばかりでなく周辺地域のオアシスとして活用されるべきであり、金属物が立ち並ぶ異様な人工物で覆われて欲しくありません。</p> <p>6) 人口減少化が加速する日本において自然を壊してまで、電気が必要なのか、無駄な電気を消費している日本の在り様をむしろ考えたいです。</p>	<p>皆様のご意見を踏まえ、可能な限り動植物への影響を低減するよう、環境保全措置を検討してまいります。また、皆様のご理解等を頂けるよう、引き続き説明会等を実施させていただきよう尽力させていただきます。</p>

番号	意見	弊社の見解
25-1	<p>北杜市に住み始めてかれこれ40年近くなります。 甲斐駒ヶ岳や八ヶ岳や秩父連邦の山々の風景は、少しも変わらずに私たちの人生や生活を不動だにせず、じっと見守ってくれています。</p> <p>しかし、以前と異なりじわりじわりと、我が地べたの周辺は変わりつつあり、変わり果てているといっても、過言でない「環境破壊」が進行中です。</p> <p>「都市化」真っ最中のあり様です。</p> <p>枯れていく湧水、森の破壊、コンクリート増強の道路、などなど、便利さと引き換えの自然破壊は進むばかりです。</p> <p>「自然エネルギー」とは名ばかりの「ソーラー発電」の普及は一層の手出し・足出しをして、自然破壊を行っています。</p> <p>お金儲けに「寄生」して止まない「ウイルス」は、もう沢山です。</p>	<p>皆様のご意見を踏まえ、環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたく考えています。</p>
28-1	<p>貴社の計画を先日大泉総合会館で知る事になりました。</p> <p>①地権者の強い反対の思いを知りました。 ②貴重な種の保存が必要です。P46- ③最近の風水害による土砂崩れがとても心配です。P40-大平の草原にパネルを敷かないで下さい。</p> <p>尚、『川上村は地下に電源を埋せつする事は役場として承認していない』</p> <p>パネルは公共の大きな建物に取りつける事で事業を発展したらどうでしょう。</p> <p>大平にパネルは設置しないで下さい。</p> <p>貴社の計画を先日知りました。自然の中でゆっくりすごしたいと思い家を購入しましたが家の裏に太陽光パネルがある状況で生活しています。</p> <p>2011年3月11日後自然エネルギーが大切との思いはありますが、北杜市では太陽光パネルが競って作られている風景はとても残念でなりません。</p> <p>①地権者の全員の合意がない事 ②貴重な草原で貴重種の宝庫を守ってほしい</p> <p>以上の理由で事業を中止してください。</p>	<p>・平成27年に各地権者様から、土地の賃貸借契約についての同意を頂いております。その後、一部の共有持分者様より撤回の要望をいただいております、継続協議中です。</p> <p>・環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたく考えています。</p> <p>・土砂災害の対策としては、行政が定める規準に基づいた施工を実施します。また、造成地の緑化、涵養源となる林地等の保全に努め、水量や水質の維持を図ります。</p> <p>・送電線敷設工事については、山梨県、北杜市及び川上村と協議を行います。</p>
29-1	<p>方法書では大平ファーム太陽光発電事業の意義については、エネルギー資源の観点からのみ述べられています。でも電力が余り気味と言われる現状ではこれもほとんど説得力が感じられません。むしろ心配される自然環境の保全、防災、水源地の保護、エコロジー、観光や景観など、住民や市民の立場や観点からこの計画の意義が語られなくてはならないのではないのでしょうか。例えばトレッキングで人気の横尾山の南斜面に広がる広大な草地を、35.8haにわたって開発し、ソーラーパネルを70,460枚も並べることで、果たして甲武信ユネスコエコパークとしての価値が高まるのでしょうか。大規模な自然の改変は災害の危険を深めることにはならないのか等々。すべてに於いてマイナスに作用するであろうことは容易に想像できます。こうした考えから、北杜市という自然の豊かな「環境創造都市」の劣化を進めるのがこの事業計画だということを申し上げたいと思い、この簡単な意見書を書かせていただきました。開発にあたっての方法の改善を求めるまでもなく、この事業から早期に手を引いていただくことをお勧めしておきます。以上</p>	<p>2017年の日本のエネルギー自給率は9.6%で、石油・石炭・LNG(液果天然ガス)などの海外輸入からの化石燃料に大きく依存しています(経済産業省エネルギー庁HP参照)。</p> <p>弊社としては、自国のエネルギー自給率の増加のために、再生可能エネルギーの果たす役割が大きいと認識しております。</p> <p>本事業については、環境影響評価の手続きを適切に進めていくことで、環境影響の回避、最小化を図っていきたく考えています。</p> <p>また、ユネスコエコパークで定められた「移行地域」が満たすべき「緩衝地域を支援する機能」として定義されている「自然の保全・持続可能な利活用への理解の増進」</p>

番号	意見	弊社の見解
		に、北杜市の良好な日照時間や山間部の遊休地等といった地域資源を生かした本事業があてはまるものと考えます。

